

## II ごみ処理

### 1 ごみ処理の概要

#### <高度経済成長とごみの分別の始まり>

昭和22年11月3日の市制施行後、ごみの収集は大八車やリヤカー等による一般家庭を対象とした申込制から始まりました。当時の収集世帯数は約3,000世帯（申込世帯）でしたが昭和47年には約52,000世帯（市内全世帯）へと増加し、また消費経済の発展にともなって、ごみはプラスチック製品等が増え、種類が多様化し、量も増大しました。そのため、ごみを完全に処理することが困難となり、また焼却施設の公害対策の不十分さが懸念されていたため、昭和46年よりごみ収集の際に出される紙類、ダンボール、鉄、ガラス製品等の有価物は、極力選別、資源化が行われてきました。

その後、ごみ量の増加、焼却炉の老朽化による焼却能力の低下、最終処分場周辺住民による埋め立てごみ搬入阻止（裁判となり、その後条件付き和解）等が起り、その対応策として、ごみ減量と資源のリサイクルを全市的に展開する必要が生じました。

そこで昭和53年1月に、古紙類（新聞、雑誌、ダンボール、古布）の分別収集を始め、同年9月からは不燃ごみを、資源ごみ（空き缶類と空きびん類の二分別排出）と埋め立てごみに分けた排出を実施し、大きな成果をあげました。

#### <ごみの自区内処理と武蔵野クリーンセンター建設>

ごみ処理に関して本市では、昭和30年に、隣接する三鷹市とともに、武蔵野三鷹地区保健衛生組合<sup>※</sup>を設立し、三鷹市内でごみを共同処理してきました。

しかし、公害問題に対する市民意識の高まりから、迷惑の公平負担や清掃工場の分離独立・自区内処理が叫ばれるようになり、本市でも焼却施設と粗大ごみの処理施設を併設した総合ごみ処理施設である「武蔵野クリーンセンター」を建設することとなりました（昭和57年2月建設着手、昭和59年10月完成。建設経過の詳細は、「II 6 ごみ処理施設 (1) ごみ処理施設建設の経過と市民参加」を参照）。

※武蔵野三鷹地区保健衛生組合は平成14年度末で解散し、本市は単独処理となりました。

#### <さらなる分別・資源化の推進>

クリーンセンターが安定して稼動するなかで、昭和60年4月よりごみ分別の方法を一部変更して、埋め立てごみと空き缶類を不燃ごみとして一緒に収集し、クリーンセンターで機械選別することにより、施設の活用と住民負担の軽減を図りました。また、公害防止の見地から、昭和58年10月より水銀含有ごみを有害ごみとして、分別収集を実施しました。

その後のごみ処理に対する状況はより深刻なものとなり、より一層の「ごみ減量と資源のリサイクル」を推し進めなければならなくなりました。そこで本市は、平成9年10月より、事業者の廃棄物処理責任原則の徹底、事業系ごみの減量・資源化及び排出者間の負担の公平性の確保を目的とした、事業系ごみの全面有料化を実施しました。これと同時に「資源の日」を設け、不燃ごみと同じ日に収集していた従来の資源物（びん、古紙、古布）に加えて缶を資源物として収集するとともに、平成12年7月からペットボトル、その他プラスチック製容器包装類を追加し、週2回の資源物収集体制となりました。これにより資源としての品質を高めるとともに、効率的な資源物収集が可能となりました。

平成13年4月からは「家電リサイクル法」が施行され、エアコン・テレビ・冷蔵庫・洗濯機（平成16年4月から冷凍庫、平成21年4月からは液晶・プラズマ式テレビ・衣類乾燥機も対象）については、粗大ごみとしての処理を行わず、家電メーカーにより部品・材料等の再利用・リサイクルを図ることとしました。さらに平成15年10月からは、経済産業省・環境省令の改正により、家庭用パソコンについて製造事業者等によるリサイクルが義務づけられたことから、粗大ごみとしての処理を行わなくな

りました。

### <武蔵野市13万市民ごみ減量キャンペーンと家庭ごみ有料化>

平成10年8月に今後10年間のごみ処理に関する基本的な方針を定めた、武蔵野市一般廃棄物処理基本計画（以下「基本計画」という。）を策定したのち、平成15年8月、この基本計画を数値目標を中心に見直し、調整計画を策定しました。この調整計画は、循環型社会への転換と循環型ごみ処理システムの構築の2つを基本方針とし、ごみの発生を可能な限り抑制することを第一に考え、その上で排出されるごみについて、資源化処理の拡充や埋立処分量の低減など環境負荷の少ない処理を行うため、それぞれの段階において数値目標を定め、その達成に向けて、市民・事業者・行政の三者が取り組むべき基本的な方向を示しました。

調整計画では、重点施策の一つとして排出者責任の明確化を位置づけ、収集方法の変更と家庭ごみの有料化の検討を主な取組として示しました。これを受けて、平成15年10月から“ひとり一人が出す、自分のごみに責任を持つ”というスローガンのもとに「武蔵野市13万市民ごみ減量キャンペーン」を展開し、市民意見の聴取や、説明会などを実施しました。

収集方法の変更については、平成16年2月より従来のステーション収集から戸別収集へと段階的に移行し、平成16年10月から市内全域実施とし、同時に家庭ごみ有料化についても、平成16年10月から開始しました。

また、最終処分場の有効利用を目的として平成15年10月より武蔵野クリーンセンターで不燃・粗大ごみの選別残渣の焼却を実施したことに伴い、ごみ処理の実態に合わせるため、平成16年8月より、それまで「不燃ごみ」として集めていたごみのうち、破碎・選別の処理を要しないものの分別区分を「可燃ごみ」に変更し、名称も「燃やすごみ」、「燃やさないごみ」に変更しました。そして、より一層の資源化を図るため、古紙の種類として新たに「雑紙（ざつがみ）」を設け、紙袋等に入れて出せることとしました。

このような取組の結果、調整計画におけるごみ減量・資源化等の目標は、すべての項目において達成し、調整計画は平成19年度で終了しました。

### <平成20年度策定「武蔵野市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」>

更なる循環型社会の推進に向けて、ごみの発生・排出抑制、資源化の推進など、市民・事業者・行政が協働して取り組むべき新たな基本方針、計画目標や施策等について「廃棄物に関する市民会議」（ごみ市民会議）を設置して検討を行い、パブリックコメントも踏まえながら、ごみ市民会議からの答申に基づき、平成20年3月に新たに基本計画を策定しました。

平成20年度から10年間を計画期間とする基本計画では、「環境負荷の少ない省エネルギー・省資源型の持続可能な都市を目指す」ことを基本理念に、「市民・事業者・行政の協働により、資源の消費・廃棄物の発生を抑制する持続可能な都市への転換」と「環境負荷の少ない安全で効率性の高い処理システムの構築」を基本方針に掲げました。

また、ごみ量や資源化率の数値目標を以下のとおり定め、ごみ減量に取り組みました。

目標\年度	H18(基準年度実績値)	目標値 (H29)	H25 (目標値)	H25 (実績値)	達成状況 (H25)
市民一人1日当たりの家庭系ごみ*排出量	766 g/(人・日)	680 g/(人・日)以下	696 g/(人・日)以下	675 g/(人・日)	達成
事業系持込ごみ年間当たりの排出量	11,706 t/年	9,781 t/年以下	10,481 t/年以下	6,862 t/年	達成
ごみ発生量 (年間)	53,221 t/年	48,993 t/年以下	50,249 t/年以下	44,960 t/年	達成
総資源化率	31.8%	37.4%以上	35.3%以上	33.3%	未達成

＜平成 27 年度策定「武蔵野市一般廃棄物処理基本計画（平成 27 年度～36 年度）」＞

前計画の期間内に家庭系ごみ排出量の原単位や事業系持込み量等のごみの排出抑制についての目標は達成されましたが、環境負荷の少ない省エネルギー・省資源化の持続可能な都市を目指すため、また、社会経済状況の変化や新クリーンセンターの稼働を見据えた効果的なごみ減量施策等を展開するため、前計画期間の終了を待たず全面改定を行い、平成27年度を初年度とする基本計画を策定しました。当計画の策定にあたっては、第5期ごみ市民会議が設置されて15名の委員が委嘱され、市民・事業者・行政が取り組むべき新たな基本方針、計画目標や施策などについて検討を行いました。

当計画では、「環境負荷の少ない省エネルギー・省資源型の持続可能な都市を目指す」ことを基本理念として、「市民・市民団体・事業者・行政の連携の再構築」を基本方針として掲げました。計画の目標としては、ごみの発生抑制と資源化、並びにごみ処理・資源化コストの効率化と環境負荷の低減を目指しており、以下のとおり数値目標を定め、ごみ減量に取り組みました。

目標\年度	H25(基準年度実績値)	目標値 (H36)	H29 (目標値)	H29 (実績値)	達成状況 (H29)
市民一人1日当たりの家庭系ごみ*排出量	675 g/(人・日)	600 g/(人・日)以下	650 g/(人・日)以下	633 g/(人・日)	達成
事業系持込ごみ年間当たりの排出量	6,862 t/年	6,205 t/年以下	6,570 t/年以下	5,729 t/年	達成
ごみ発生量 (年間)	44,960 t/年	41,967 t/年以下	44,100 t/年以下	42,243 t/年	達成
総資源化率	33.3%	39.6%以上	35.1%以上	33.5%	達成

＜令和元年度策定「武蔵野市一般廃棄物処理基本計画（令和元(2019)年度～10(2028)年度）」＞

前基本計画策定以後も社会経済状況が大きく変化していく中で、基本計画の実効性を高めるため、長期計画に連動して基本計画の見直しを行い、令和元年度を初年度として基本計画を策定しました。当計画の策定にあたっては第6期ごみ市民会議が設置され、14名の委員が委嘱されて基本方針、計画目標や施策などについて検討を行いました。

当基本計画は、固形廃棄物についてのごみ処理基本計画やし尿等の生活排水についての生活排水処理基本計画、災害廃棄物処理計画、そして施設整備維持管理計画からなります。前基本計画に引き続き「環境負荷の少ない省エネルギー・省資源型の持続可能な都市を目指す」ことを基本理念として、「市民・市民団体・事業者・行政の連携の再構築」を基本方針として掲げました。基本計画の目標としては、ごみの発生抑制と資源化、並びにごみ処理・資源化コストの効率化と環境負荷の低減を目指しており、以下のとおり目標を定めました。

目標\年度	H29 (実績値)	目標値 (R10)	H29比
市民一人1日当たりの家庭系ごみ排出量	633 g/(人・日)	588 g/(人・日)以下	45g削減 (7%削減)
事業系持込ごみ年間当たりの排出量	5,729 t/年	5,649 t/年	80t削減 (1.4%削減)

目標
最終処分量の削減（東京たま広域資源循環組合の廃棄物減容(量)化基本計画で定められた配分量の順守）

〈令和5年度策定「武蔵野市一般廃棄物処理基本計画【令和5年度～令和14年度】（2023～2032）」〉

当計画は、市を取り巻くごみの状況が計画策定時から変化したことや市のごみ処理施策の展開などを踏まえて策定しました。策定においては、市民・事業者・学識経験者・市職員計14名で構成される「第8期廃棄物に関する市民会議」で検討しました。

検討の結果、「ごみゼロを目指して 持続可能なまち 「むさしのへ」～身近なことからみんなで一歩ずつ～」を基本理念に、①「リデュース・リユース・リサイクル（3R）の推進」、②「市民・市民団体・事業者・行政の連携」、③「安全・安心で安定したごみ処理の維持」を基本方針に掲げました。令和元年度計画からの変更点として、既存の4計画（ごみ処理基本計画・生活排水処理基本計画・災害廃棄物処理計画・一般廃棄物処理施設等施設整備計画）の情報更新に加え、「食品ロス削減推進計画」を新たに策定したことがあげられます。

当計画における目標は、現状の施策や取り組みをより強力に推進する観点から、下記のとおり設定しました。

(1) 市民一人1日当たりの家庭系ごみ排出量

R3（実績値）	目標値（R14）	R3比
637 g/(人・日)	588 g/(人・日)以下	49 g 削減 (8%削減)

(2) 事業系持込ごみ年間排出量

R3（実績値）	目標値（R14）
5,273t/年	5,471t/年

※新型コロナウイルス感染症の影響がおおむね解消された後の反動を極力抑えること

(3) 最終処分量の削減

目標
東京たま広域資源循環組合の廃棄物減容(量)化基本計画で定められた配分量を順守し、埋め立て処分量ゼロを維持する。

策定した基本計画をどのように実行していくのかを定めたものが「一般廃棄物処理実施計画」です。（内容は、「I 6 一般廃棄物処理実施計画（令和5年度）」を参照）

## 2 家庭ごみの有料化

平成15年10月より、“ひとり一人が出す、自分のごみに責任を持つ”という新しいルールのもと、武蔵野13万市民ごみ減量キャンペーンを展開し、「市長と語る会」や「市民懇談会」、各種アンケートなどで寄せられた市民の意見をもとに検討を重ねた結果、平成16年6月の第2回市議会定例会で「武蔵野市廃棄物の抑制・再利用と適正処理及びまちの美化に関する条例改正案」が可決され、平成16年10月から家庭ごみ有料化が実施されました。

### (1) 家庭ごみ有料化の概要

それまで市販のごみ袋やレジ袋で出されていた「燃やすごみ」と「燃やさないごみ」を、事前に購入した市指定有料ごみ袋に入れて出すこととし、これ以外の方法で出された場合は収集を行わないこととしました。

なお、資源物及び有害ごみについては、従来どおりの方法で排出できることとしました。

#### 市指定有料ごみ袋の種類及び価格

ごみの種類	収集袋の種類	ごみ処理手数料 (収集袋の価格)
燃やすごみ 燃やさないごみ 共通	5リットル相当	1枚10円 (10枚1組 100円)
	10リットル相当	1枚20円 (10枚1組 200円)
	20リットル相当	1枚40円 (10枚1組 400円)
	40リットル相当	1枚80円 (10枚1組 800円)

### (2) 家庭ごみ有料化の目的

家庭ごみ有料化の主な目的は以下のとおりです。

- ① ごみの減量・資源化の促進
- ② 最終処分場の有効利用
- ③ ごみ処理費用の負担の公平化
- ④ ごみを出すひとり一人の意識の向上

### (3) 市民説明会

家庭ごみ有料化の実施前に、以下のとおり家庭ごみ有料化に関する市民説明会を開催しました。

- ・ 開催期間 平成16年7月23日(金)～9月12日(日)
- ・ 会場／実施回数 34会場／97回
- ・ 参加人数 5,376名

#### (4) 家庭ごみ有料化の特例としての減免措置

家庭ごみ有料化の特例として、以下のとおりごみ処理費用の減額・免除を行っています。

対象者	減免の内容
震災その他天災に遭ったもの	免除
火災その他の災害に遭ったもの	ごみ処理手数料の9割以内を減額
生活保護受給者（*1） 特別障害者手当受給者 児童扶養手当受給者 特別児童扶養手当受給者 老齢福祉年金受給者 障害者手帳所持者（*2）	市指定有料ごみ処理袋・中（20リットル相当）を年間110枚を上限に無料で配布する。（4人以下世帯） なお、5人以上世帯には有料ごみ処理袋・中を、220枚を上限に交付する。 なお、対象区分は重複しない。
使用済み紙おむつ	免除。燃やすごみの日に市指定有料ごみ処理袋以外の袋に入れて出す。
枝木又は草葉	免除。燃やすごみの日に長さ50cm以内に束ねるか、45リットル以内の袋に入れて出す。ただし、1回につき戸建住宅の場合、合計3束（袋）、集合住宅の場合、合計10束（袋）まで。10束（袋）以下を直接クリーンセンターに搬入することも可。 別途連絡による指定日収集の場合は50束（袋）まで。
公共の施設を清掃することによって生じるごみ	免除。市役所、市政センター、コミセンにボランティア袋の交付を申請し、交付されたボランティア袋（大45リットル相当、小10リットル相当）に入れて所定の日に出す。

\*1 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の規定による支援給付を受けている者も同等

\*2 身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1・2度、精神障害者保健福祉手帳1・2級所持者で、世帯員全員が市民税非課税（平成19年12月に減免対象を拡大し、申請受付を開始している）の場合

#### (5) 有料化後のごみ排出量の推移

家庭ごみ有料化の実施により、有料化前と比較して有料化後4年目までに、燃やすごみと燃やさないごみ等のごみ量は約15～18%減少し、一方、資源物は古紙類やその他プラスチック製容器包装廃棄物を中心に全体で約34～43%増加しました。しかし、総量では約1～4%の減少にとどまりました。

一人1日当たりのごみ量では、有料化後1年目で約34グラム減少しましたが、その後、2年目には増加に転じ、3年目にはやや減少したものの1年目に比べると増加する結果となりました。しかし、4～6年目は減少したため、家庭ごみ有料化は、ごみ量の減少に一定の効果があったといえます。

有料化前後のごみ排出量の推移（有料化前1年間～有料化後6年目）

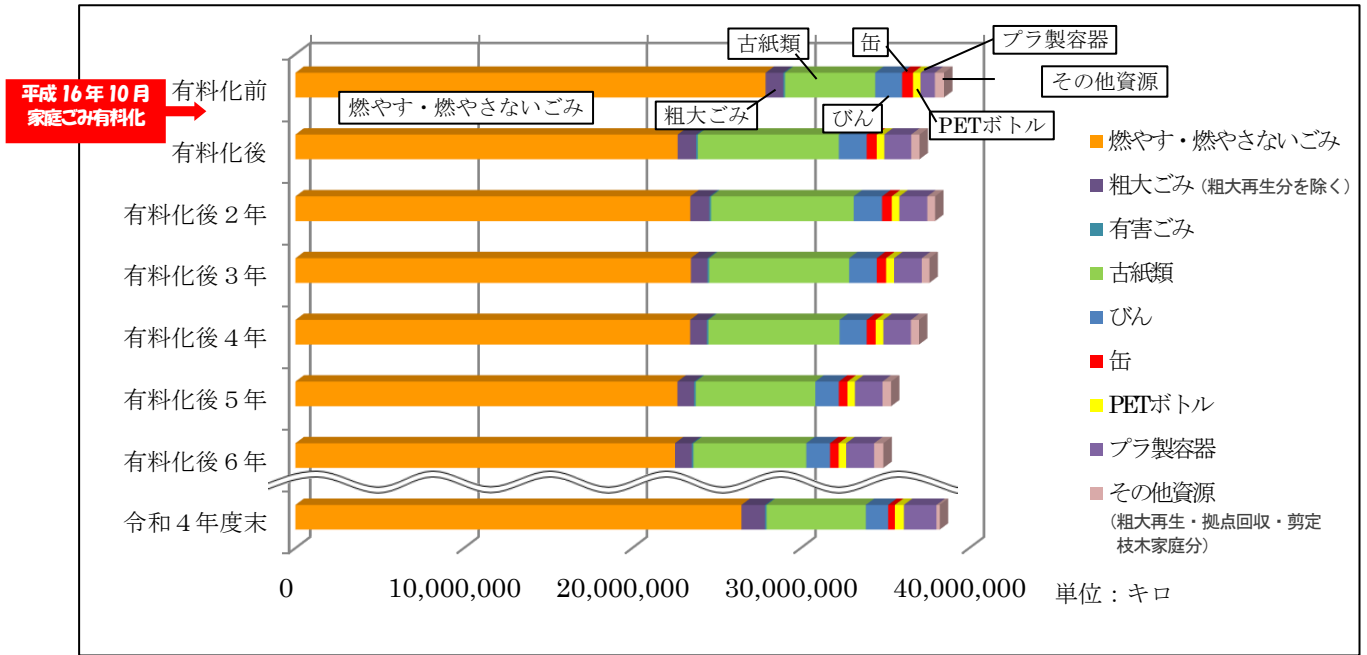
単位：トン

	有料化前 1年間 H15.10～ H16.9	有料化後 1年間 H16.10～ H17.9	有料化後 2年目 H17.10～ H18.9	有料化後 3年目 H18.10～ H19.9	有料化後 4年目 H19.10～ H20.9	有料化後 5年目 H20.10～ H21.9	有料化後 6年目 H21.10～ H22.9
燃やすごみ	23,173	21,241	22,116	22,139	22,095	21,415	21,301
燃やさないごみ	4,744	1,455	1,331	1,343	1,340	1,267	1,239
有害ごみ	103	99	98	99	95	98	98
粗大ごみ	1,531	1,536	1,575	1,416	1,445	1,393	1,387
ごみ計	29,551	24,331	25,120	24,997	24,975	24,172	24,025
古紙類	5,350	8,368	8,465	8,307	7,782	7,093	6,690
投棄古紙	21	19	19	19	17	7	0
びん	1,602	1,649	1,685	1,645	1,609	1,392	1,408
缶	646	602	574	554	539	518	516
ペットボトル	444	449	449	468	451	439	441
その他プラ	851	1,595	1,659	1,649	1,633	1,642	1,658
拠点回収	64	58	21	19	29	30	32
剪定枝木回収	-	-	-	-	-	74	140
資源物計	8,978	12,740	12,872	12,661	12,060	11,196	10,884
総計	38,529	37,071	37,992	37,658	37,035	35,368	34,908
一人1日あたり のごみ量(g)	786.1	752.4	763.8	755.0	739.6	706.6	694.5
平均人口(人)	133,920	134,996	136,276	136,645	136,817	137,136	137,710

武蔵野ごみチャレンジ  
700g 達成！

- \* 粗大ごみには、粗大ごみ再生分を含む。
- \* 市によるペットボトル・発泡スチロールトレイの拠点回収については、戸別収集の開始により平成17年度中に順次廃止。
- \* 投棄古紙は平成21年度より、粗大ごみから中間処理後に資源化されるもの（搬入古紙）と定義を変更。
- \* 一人1日あたりのごみ量は、各期間のごみ量の合計を平均人口で割り、さらに年間日数で割った数字。
- \* 集団回収、事業系持込ごみは含まない。
- \* 端数処理の関係で、数値が見かけ上合わない場合がある。

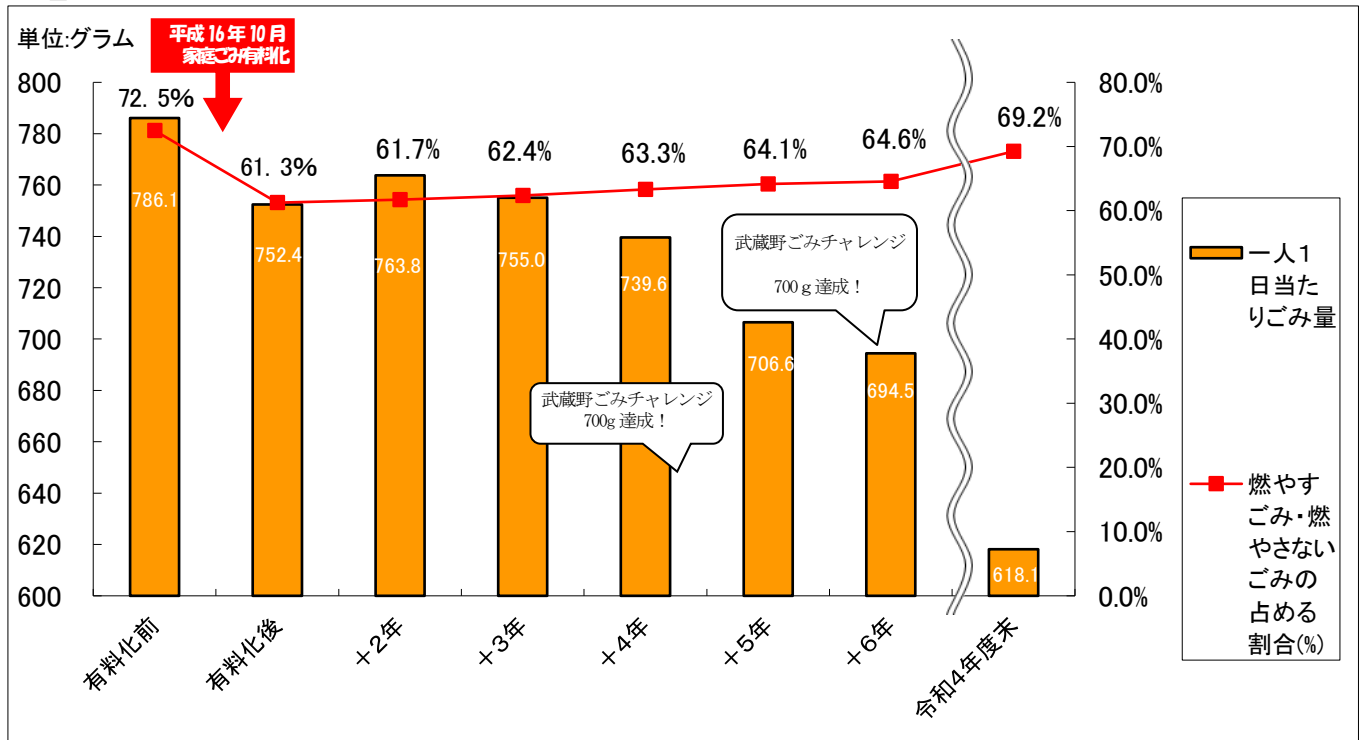
☆ 家庭ごみ・資源物量の推移（毎年度 10～9月までの 1 年間の実績。令和 4 年度末のみ 4～3月までの実績）



武蔵野市では、市民一人が 1 日に出す家庭ごみ・資源物の量を多摩地域平均である 700 グラム以下に減らすことを目標に掲げ、平成 18 年度に「武蔵野ごみチャレンジ 700 グラム」を宣言し、平成 21 年度に目標を達成することができました。

平成 22 年度からは、新たに「セカンドステージ！武蔵野ごみチャレンジ 600 グラム」を宣言し、600 グラム以下を目指して様々な取組を行っています。

☆ 一人 1 日当たりの家庭ごみ・資源物量の推移とごみ排出量に占める、燃やす・燃やさないごみの割合（毎年度 10～9月までの 1 年間の実績。令和 4 年度末のみ 4～3月までの実績）



今後も廃棄物に関する市民会議での検討を踏まえ、資源物を含めたごみ減量の実現を目指します。



### 3 戸別収集の実施に伴う訪問調査

平成16年10月よりごみの収集方法がステーション方式から戸別収集方式に移行しました。これに先立ち、「一人ひとりが出す、自分の出すごみに責任を持っていただく」ため、平成16年2月から御殿山、西久保、桜堤の3地域をモデル地区として指定し、戸別収集を試行しました。

この結果を踏まえ、7月から吉祥寺本町、吉祥寺南町、吉祥寺北町、八幡町、境、境南町の6地域が加わりました。さらに10月からは吉祥寺東町、中町、緑町、関前の4地域が加わり、市内全域での戸別収集が開始されました。

戸別収集への移行にあたっては、市職員が対象地域を一軒一軒訪問（既に敷地内にごみ置場のある集合住宅は、告知ビラの配布のみ）し、戸別収集の趣旨や目的を説明するとともに、住民と相談のうえ、建物ごとに敷地内にごみ置場を設定し管理体制などについても確認を行いました。

#### 戸別収集実施に伴う調査訪問建物数一覧

【2月試行実施】 御殿山・西久保・桜堤	町丁目	戸建	集合	事業所	計
	御殿山1～2	435	197	186	818
	西久保1～3	1,509	624	480	2,613
	桜堤1～3	602	231	109	942
	計	2,546	1,052	775	4,373
【7月実施】 吉祥寺本町ほか5地域	町丁目	戸建	集合	事業所	計
	吉本町1～4	1,495	660	1,451	3,606
	吉南町1～5	2,283	785	1,179	4,247
	吉北町1～5	2,299	613	366	3,278
	八幡町1～4	639	159	146	944
	境1～5	1,487	657	607	2,751
	境南町1～5	1,905	728	812	3,445
	計	10,108	3,602	4,561	18,271
【10月実施】 吉祥寺東町ほか3地域	町丁目	戸建	集合	事業所	計
	吉東町1～4	2,406	684	323	3,413
	中町1～3	952	520	831	2,303
	緑町1～3	375	179	227	781
	関前1～5	1,379	373	253	2,005
	計	5,112	1,756	1,634	8,502
合計		17,766	6,410	6,970	31,146

\*平成15年度戸籍住民課データより抜粋

〔上記数値の単位は、戸建・集合：棟、事業所：件数〕

## 4 ごみの出し方と分別

### (1) 一般家庭ごみの出し方

ごみは収集当日の朝、午前9時までに敷地内の所定のごみ置き場へ出すルールです。

排出日については、平成31年4月からの収集頻度や地区等の変更に伴い、毎年「ごみと資源の収集カレンダー」を全戸配布しています。

#### ①ごみ・資源物の出し方

燃やすごみ 燃やさないごみ		それぞれのごみの収集日に、家庭用有料ごみ処理袋に入れて所定のごみ置き場に出す。
資源物	びん、缶、 ペットボトル、 プラスチック製容器包装	分別して、透明又は半透明の袋に入れて出す。
	古紙（新聞・チラシ、ダンボール、雑誌・古本・ノート類、ざつがみ）、古着	古紙は種類ごとにひもで束ねるか、袋に入れて出す。 ざつがみ(雑紙)は、紙袋に入れて出すか、透明又は半透明の袋に「ざつがみ」と明記して出す。 古着は透明又は半透明の袋に入れて出す。

#### ②危険・有害ごみの出し方

危険・有害ごみ	市役所、各市政センター、各コミュニティセンターで配布する危険・有害ごみ袋に入れて出すか、透明又は半透明の袋に「危険・有害ごみ」と明記して出す。
---------	---

カセットコンロ用ガスボンベやスプレー缶、ライターは、中身を完全に使いきってから「危険・有害ごみ」として出します。使い切れない場合は袋に「残あり」と明記して出します。

家電製品などに使用されている電池や充電電池は、必ず取り外して出します。取り外せない小型家電は、本体ごと「危険・有害ごみ」として出します。

#### ③家庭用ごみ処理袋の種類と価格

平成16年10月から実施された家庭ごみ有料化に伴う家庭用ごみ処理袋の種類と価格は以下のとおりです。

ごみの種類	収集袋の種類	サイズ (縦×横cm)	ごみ処理手数料 (収集袋の価格)
燃やすごみ 燃やさないごみ 共通	特小 (5リットル相当)	30×18	10枚1組 100円
	小 (10リットル相当)	38×29	10枚1組 200円
	中 (20リットル相当)	46×35	10枚1組 400円 ばら売り1枚 40円*
	大 (40リットル相当)	60×45	10枚1組 800円 ばら売り1枚 80円*

\*平成23年10月から一部店舗でばら売り開始

\*令和4年度から、ごみ処理袋をロールタイプから平折りタイプに変更

(中及び大は令和4年11月15日から、特小及び小は令和5年2月15日から変更)

#### ④家庭用ごみ処理袋の販売

市内のコンビニエンスストアや米穀店、酒屋などを中心に、令和5年3月31日現在、205店舗（内ばら売り取扱店は23店舗）で販売しています。

## (2) 事業系ごみの出し方

事業者は、その事業活動にともなって生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第3条第1項）とされていますが、以下に示すごみについては、市が有料で収集を行います。

### ①対象

排出量が1日平均10kg以下等、一定の条件を満たす事業所から排出されたもの。（条件を満たさない事業者については、自己処理又は市が許可した一般廃棄物処理業者により適正に処理を行うこととしています。）

### ②手法

事業系ごみ処理袋を購入し、その袋にごみを入れ、袋に事業所名を書いて排出します。

### ③有料ごみ処理袋の種類と価格

ごみの種類	収集袋の種類	ごみ処理手数料 (収集袋の価格)
燃やすごみ 燃やさないごみ 共通	小 (20リットル相当)	10枚1組 1,100円
	大 (45リットル相当)	10枚1組 2,500円
資源物	30リットル相当	10枚1組 300円

### ④事業系ごみ処理袋の販売

市内のコンビニエンスストアや米穀店、酒屋などを中心に、令和5年3月31日現在、142店舗で販売しています。

### ⑤ごみ・資源物の出し方

ごみの分別、収集日は一般家庭と同様です。その日の朝9時までに所定のごみ置場にごみを出すルールです。

燃やすごみ 燃やさないごみ	それぞれのごみの収集日に、事業系用有料ごみ処理袋に入れて所定のごみ置き場に出す。	
資源物	びん、缶、 ペットボトル、 プラスチック製容器包装	分別して、事業系資源物用ごみ処理袋に入れて出す。
	古紙類	分別して、事業系資源物用ごみ処理袋に入れて出す。 (古紙については、資源回収事業協働組合に依頼して排出する方法もある。)

### ⑥危険・有害ごみの出し方

危険・有害ごみ	市役所、各市政センター、各コミュニティセンターで配布する危険・有害ごみ袋に入れて出すか、透明又は半透明の袋に「危険・有害ごみ」と明記して出す。
---------	---

カセットコンロ用ガスボンベやスプレー缶、ライターは、中身を完全に使いきってから「危険・有害ごみ」として出します。使い切れない場合は袋に「残あり」と明記して出します。

家電製品などに使用されている電池や充電電池は、必ず取り外して出します。取り外せない小型家電は、本体ごと「危険・有害ごみ」として出します。

### (3) 粗大ごみの出し方

#### ①粗大ごみ収集

##### ・申込方法

以下のいずれかの方法で申し込むことができます。

粗大ごみ受付センター 電話 0422-60-1844	月～土曜日（祝日含む） 午前8時30分～午後7時 *日曜休み *英語対応可
インターネット申込み	市ホームページ>トップページ>ごみ・リサイクル>粗大ごみ >粗大ごみの出しかた 365日 24時間 申込み可能（作業メンテナンス時除く）

品目、数量、サイズ（高さ・幅・奥行）等により、ポイント数をお伝えしています。

##### ・武蔵野市粗大ごみ処理券（ポイント券）の購入

申込された品目のポイントとご自宅近くの粗大ごみ処理券の購入場所は、電話の場合は粗大ごみ受付センターからお伝えします。インターネットの場合は申込時、画面に表示されます。伝えられたポイント数分の武蔵野市粗大ごみ処理券を購入し、氏名・品目・収集日を記入し粗大ごみに貼付します。

ポイント（点数）は、10ポイント以下は10ポイントに切り上げ、以降1ポイント単位で加算されます。粗大ごみシール券は、100円券（1ポイント※）・1,000円券（10ポイント）・1,500円券（15ポイント）の3種類です。（※1ポイント券は10ポイント以上から使用できます）

##### ・収集日当日

朝9時まで、自分の敷地内に出します（2階建て以上の場合は1階に下ろす）。

市の収集対象は、家庭から出る粗大ごみ（原則40リットルの有料ごみ処理袋に入らないもの）だけで、事業所から出る粗大ごみは、事業所の責任で処理することになっています。

#### ②クリーンセンターへの持込み

粗大ごみは①のとおり収集で申し込んでいただくことをお願いしていますが、やむを得ない場合に限りクリーンセンターに持ち込むことができます。手数料及び時間は以下のとおりで、支払いは現金払いとなります。

持込みができるのは原則本人で、事情がある場合は親族です。市内のご家庭から出た粗大ごみであることを確認するため、排出者ご本人の住所を確認できる書類（運転免許証、健康保険証、直近2か月以内の公共料金払込用紙等）をお持ちいただいています。親族の方が代理で持ち込まれる場合は、排出者ご本人の住所確認書類以外に、持ち込まれる方の身分証明書もご提示いただいています。

なお、粗大ごみ以外のごみの持込みは行っていません。燃やすごみ、燃やさないごみ、資源物等と一緒に持ち込まれた場合は、お持ち帰りいただいています。

##### ・持込手数料

50kg未満	一律1,000円
50kg以上	10kgあたり200円

##### ・持込時間

	午 前	午 後
月～金曜日	9時～11時30分	1時～4時
土 曜 日	9時～11時30分	持込み出来ません

\*日曜日、祝日、年末年始は持込み出来ません。

### ・粗大ごみ収集受付業務

平成 29 年 2 月より粗大ごみ収集受付を粗大ごみ収集受付センターに委託し、電話受付時間を午前 8 時 30 分～午後 7 時まで延長、土曜日にも利用できるようになりました。また、インターネット受付では、24 時間 365 日（システムメンテナンス時を除く）利用できるようにし、市民の利便性の向上に努めています。

### ・粗大ごみ収集実績

#### 品目別

令和 4 年 4 月～令和 5 年 3 月分

収納家具・収納用品	22,731
家具・寝具	27,220
暖房器具・厨房器具	4,100
音響機器・楽器	603
敷物・日よけ・ブラインド	2,214
家電製品・電化製品	3,749
趣味・スポーツ・運動器具	3,097
日用品・その他	16,957
収集不適品・収集制限品	528

(単位:個)

#### 総数

平成 30 年度	72,969
令和元年度	69,813
令和 2 年度	87,432
令和 3 年度	82,038
令和 4 年度	81,199

(単位:個)

#### (4) 其他のごみの出し方

##### ①市で収集・処理できないごみの処理

###### ・特定家電製品

テレビ(ブラウン管・液晶・プラズマ)、エアコン、洗濯機・衣類乾燥機、冷蔵庫・冷凍庫・保冷温庫

販売店に問い合わせる、不明な場合は家電リサイクル受付センター(TEL042-485-1681)に連絡

###### ・家庭用使用済パソコン

製造事業者問い合わせる、または製造事業者が不明の場合などはパソコン3R推進協会(TEL03-5282-7685 URL <https://www.pc3r.jp/>)に連絡。もしくは、リネットジャパンリサイクル(株)(<https://www.renet.jp/>)に申込み宅配便回収。

###### ・その他

有害性のあるもの(殺虫剤、殺菌剤、農薬、ラベルの剥がれている薬品のびん等)

危険性のあるもの(在宅患者の使用済み注射針、消火器等)

引火性のあるもの(プロパンガスボンベ、揮発油、灯油等)

特定家庭用機器再商品化法対象製品、資源の有効な利用の促進に関する法律対象製品、

家庭ごみの処理を著しく困難にするもの又は処理施設の機能に支障が生ずるもの(バイク、バイク部品、自動車部品、バッテリー(希硫酸を含む)、モーター付工具、建築廃材(瓦、コンクリートブロック、レンガ、設備及び外壁材等)、タイヤ(バイク・自動車用)、FRP船、ボウリングの球、耐火金庫、ペンキ、ピアノ、土砂、石、肥料、日曜大工の畳・扉等の建具2枚以上等)

専門の処理業者に依頼するか、販売店等に相談

##### ②犬・猫などの死体処理

飼い主が特定できない場合は、環境政策課(TEL0422-60-1842)へ連絡いただくと、ごみ総合対策課のごみ緊急対応センターが収集に向かいます。死体は慈恵院(府中市浅間町)に搬送し、茶毘に付しています。

#### (5) その他

##### ①カラス対策(防鳥ネットの貸出し)

カラス対策が叫ばれる中、本市では他市町村に先立ち平成2年度にゴルフ場の廃ネットを利用した「防鳥ネット」を作成し、平成6年度までに3,000枚弱の貸出しを行いました。

しかし、このネットは網の目が大きく、カラスも慣れて効果が減少したため、平成7年10月から従来よりも網の目が細かく(4mm角)、ひとまわり大きなネット(2m×3m)に変更しました。

なお、平成16年10月から収集方法をステーション収集から戸別収集へと変更し、建物ごとの管理の責任があるというルールにしたことから、現在は、防鳥ネットの貸し出しは行っておりません。

##### ②ごみの収集日一覧表の配布

集合住宅などにお住まいの市民の方が、ごみの分別・収集日時を守り、清潔で気持ち良くごみ収集場所を使えるよう、ごみ収集日一覧表を配布しています(地区別、屋外掲出用)。

## 5 特別な収集体制

### (1) ふれあい訪問収集

ふれあい訪問収集は、高齢者のみや身体障害者のみの世帯等でごみを出すことが困難な方を対象に、排出されたごみを、玄関から所定のごみ排出場所まで運ぶ「ごみ出し支援」と、その際希望者には玄関先での声かけをすることにより「安否確認」を行う制度です。制度を開始した平成15年4月から平成25年3月までは、市職員技能主任と主事がペアとなり、ごみ収集車（塵芥車）ではなく一般トラックで訪問収集をしていましたが、地域福祉の観点から平成25年4月よりシルバー人材センターに業務を委託しました。

事業開始以来、この間の申請者数は1,005名、令和5年3月末日現在の登録者数は172名です。利用者の皆さんや遠隔地のご家族からは、「安否確認のための声かけで安心して生活できる。」「両足に障害を持っているので、家の中を這って移動している。玄関前の訪問収集は非常に助かります。」などの声をいただいています。

対象世帯の基準は「①65歳以上かつ、要支援2以上の方のみで構成される世帯 ②身体障害者手帳1級又は2級の方のみで構成される世帯 ③その他市長が必要と認める世帯」です。

内容審査に健康状態・支援頻度・住宅構造等の客観的資料が必要なため、在宅介護・在宅介護予防の支援を行っているケアマネジャー及び在宅介護支援センターを通じて利用申し込みをいただき、面接等の調査後、本人より申請していただきます。

### (2) 狭あい路線特別収集

#### ①路上ステーションの問題解決

平成16年10月以前のごみ収集は、道路上に集積所（ごみステーション）を設置し、半径50mくらいの範囲の住民が利用していました。

パッカー車（2t塵芥車）が通行できない幅員狭小道路では、ステーションまで長距離を歩いてごみ出しをしており、年齢や健康状態又は天候等によってごみ出しに大きな負担をおかけしていました。

これらの路上ステーションの問題を解決するために、「①狭あい道路地域住民のごみ出し負担軽減と利便性の向上 ②路上ステーションのカラス被害防止 ③不法投棄防止 ④収集効率の向上 ⑤街の美観向上」を目的に幅員狭小道路を“狭あい路線”に指定し、軽ダンプ車で1軒ごとに戸別収集をする“狭あい路線特別収集”を開始しました。

事業発足当初の平成15年4月は、市の直営により、18路線（670世帯）で開始しました。その後、収集委託業者の申請等により、平成21年度には69路線（2,206世帯）となり、軽ダンプ車3台で特別収集を実施していました。そして、平成23年4月1日より民間委託になりました。

#### ②全市戸別収集実現への先駆け

狭あい路線特別収集の実施にあたっては、事前に対象道路地域の全世帯を訪問して事業説明をし、事業開始にあたっては事前にお知らせを配布し周知を図りました。

平成16年度の戸別収集実施にあたっては、この経験を基に調査説明・周知の手法を活用して全戸訪問調査を実施して敷地内にごみ置場を決めていただき、約100回の説明会を経て全市戸別収集への実現に至りました。

## 6 ごみ処理施設

### (1) ごみ処理施設建設の経過と市民参加

昭和30年、隣接する三鷹市と一部事務組合（武蔵野三鷹地区保健衛生組合、平成14年度末で解散）を結成、武蔵野市・三鷹市の共同処理場「ふじみ焼却場」（三鷹市新川）を建設し、両市のごみを共同処理してきました。

昭和45年、周辺住民から騒音・悪臭・ばい煙等に対する陳情が行われ、座り込み、デモ行進、ついにはピケにより焼却場入口で本市からのごみ搬入車両が阻止されました。これをきっかけに、「ごみ処理工場建設の早期実現の要望」が市民集会で決議され、行政・市議会・市民が一体となった運動が繰り広げられました。

昭和53年、市長の決断によって市営プールを建設地にするという決定を発表しました。ところが、近隣住民から市民不在の決定に対し、「決定の過程が不透明である」「候補地を白紙撤回してやり直すべき」として、大きな反対運動が展開されました。そこで、市営プールも含む4候補地の中から建設用地を選定するための「クリーンセンター建設特別市民委員会」が発足し、4公有地周辺住民を含めた市民の参加で建設用地が検討されました。その結果、「最善ではないが、次善の用地として市営総合グラウンド」が示唆され、建設用地として合意するまでに「総論賛成、各論反対」の壁を乗り越え、周辺住民の「苦渋の選択」を得て、現在地に建設が決まりました。その後、建設と周辺のまちづくりを市民参加で行う「クリーンセンター・まちづくり委員会」が設置され、処理方式・建設デザイン等、クリーンセンターを含むまちづくりについて活発な議論がなされました。また、建設後の運営の基本となる運営協議会の発足についても提起されました。

このような経過を経て、焼却場に武蔵野市独自の不燃・粗大ごみ処理施設を併設し、両施設を合わせて「武蔵野クリーンセンター」と総称し、昭和59年の稼働以来、市内のごみ処理(中間処理)を行ってきました。同年発足の運営協議会は安定稼働の継続と地域住民の安全と権利を守るための監視役を担い、武蔵野クリーンセンター(旧施設)は、用地選定から建設、運営まで全国で類を見ない市民参加「武蔵野市方式」で実践されました。

稼働から32年が経過し、主要設備である焼却炉やボイラの耐用年数(約30年間)を迎えていたため、平成26年度より新施設の建設を進め、平成28年10月に新工場棟が完成、11月より機械の試運転、12月よりごみを受け入れ、ごみ焼却施設の運転調整や性能確認を行うための試運転焼却を開始し、平成29年4月より新施設の本稼働を開始しました。また、管理棟及び連絡通路は令和元年5月に完成し、管理棟での業務を同月より開始しました。



平成26年1月撮影（着工前）



平成29年4月撮影（工場棟完成）



## (2) 武蔵野クリーンセンターの概要

### ① 施設概要

場 所	武蔵野市緑町三丁目 1 番 5 号 電話 0422-54-1221		
竣 工	工場棟：平成29年 3 月 管理棟・連絡通路：令和元年 5 月		
本格稼動	平成29年 4 月(工場棟)		
建 設 費	111億2,468万6,400円(税込)		
建 築 物	工場棟：鉄骨鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造、鉄筋コンクリート造 (地上 3 階地下 2 階) 管理棟：鉄骨造(地上 2 階) 連絡通路：鉄骨鉄筋コンクリート造(地上 2 階)		
敷地面積	17,000㎡		
建築面積	工場棟：3,725.44㎡	管理棟：992.21㎡	連絡通路：290.66㎡
延床面積	工場棟：8,871.47㎡	管理棟：1,522.67㎡	連絡通路：72.53㎡

#### 1) 焼却施設

能 力	120トン/日(60トン/日×2基) ストーカ式全連続焼却炉(廃熱ボイラ付き)		
発電設備	蒸気タービン発電機(最大出力2,650kW) ガスコージェネレーション設備(最大出力1,500kW)		
煙 突	角型鉄筋コンクリート外筒型、高さ59m (内筒：焼却炉用2本(ステンレス製)、臭気用1本(鋼製))		

#### 2) 不燃・粗大ごみ処理施設

能 力	10トン/5時間 1基(低速回転式・堅型高速回転式破砕機)		
選別方式	自動選別により金属(アルミニウム・鉄類・非鉄金属類)選別		

### ② ごみ処理の流れ

#### 1) 焼却施設

##### ごみ(可燃)

- 1 ごみ収集車で搬入されたごみは、計量後、ごみピットへ投入。
- 2 ごみピットに貯留されたごみは、クレーンで焼却炉へ投入。
- 3 焼却炉内に入ったごみは、850℃～1,000℃の高温で完全に焼却し、ダイオキシン類の発生を抑制。

##### 排ガス

- 1 焼却により発生した高温の排ガスは、ボイラとエコノマイザで減温し、ダイオキシン類の再合成を抑制。
- 2 排ガス中に重そうや活性炭を噴霧し有害物質を分解。
- 3 排ガスに含まれるちりやばいじんなどの有害物質をろ過式集じん装置で除去。
- 4 ばいじんと有害ガスを除去したクリーンな排ガスを煙突から排出。

## 灰

- 1 焼却炉で燃やしたごみは重さで約 10 分の 1、体積で約 30 分の 1 の灰になる。エコセメントの原料にするため、灰の中に混じった金属等を選別設備でふるいにかけて、灰ピットに貯留。
- 2 集められた灰（主灰）は、天蓋付コンテナ車で日の出町の二ツ塚処分場内にあるエコセメント化施設に搬出。
- 3 バグフィルタ（ろ過式集じん器）で除去したばいじんやちり（飛灰）も重金属が漏れ出さないように飛灰貯留槽に集められ、ジェットパッカー車に吸引され、積み込まれてエコセメント化施設に搬出。

## 2) 不燃・粗大ごみ処理施設

### ごみ（不燃・粗大）

- 1 搬入されたごみはいったん不燃・粗大ごみピットに貯留して、一定量ずつ低速の一次破碎機でゆっくり破碎。
- 2 高速の二次破碎機で粉々に粉碎。
- 3 碎かれたごみは、磁力選別機で鉄を回収。
- 4 粒度選別機にかけ、小さな木片やプラスチックの破片を可燃ごみピットへ運び、燃やすごみとともに焼却。
- 5 アルミ選別機にかけ、磁場を使ってアルミ、非鉄金属を回収。
- 6 回収した金属類はそれぞれの専門業者を通じて再利用。

(3) 月別ごみ処理状況

単位：t

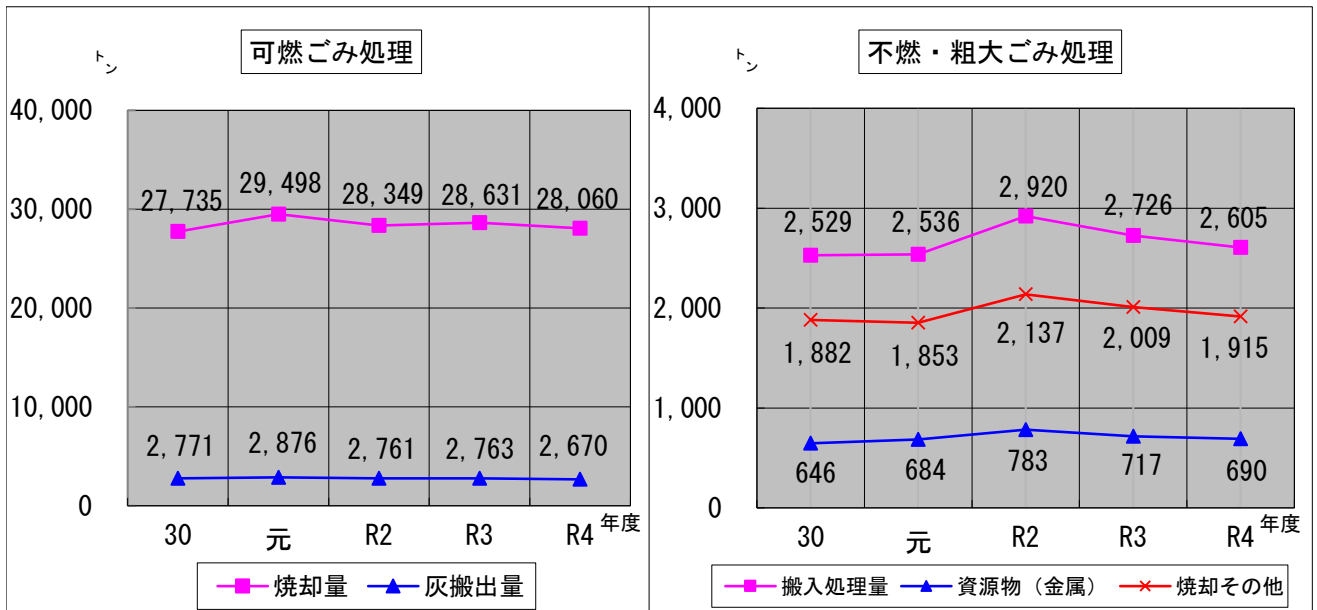
区分 月別	可燃ごみ処理		不燃・粗大ごみ処理			
	焼却量	灰搬出量	搬入処理量	処理内訳		焼却 その他
				資源物(金属) 鉄	アルミ	
令和4年4月	2,678.43	260.46	227.94	55.71	7.56	164.67
5月	1,498.35	147.25	238.58	53.60	7.38	177.60
6月	3,032.85	288.90	226.95	56.80	5.65	164.50
7月	1,993.43	184.19	202.56	44.10	5.12	153.34
8月	2,573.16	224.54	227.09	53.53	7.2	166.36
9月	2,132.71	205.13	216.05	50.58	6.48	158.99
10月	2,282.09	213.75	203.59	48.68	5.90	149.01
11月	2,686.00	236.21	214.52	53.52	7.75	153.25
12月	2,755.36	280.17	219.70	50.07	7.06	162.57
令和5年1月	2,007.03	200.50	195.89	50.59	7.06	138.24
2月	1,656.63	157.21	186.72	41.40	5.13	140.19
3月	2,763.77	272.16	245.53	53.69	5.93	185.91
合計	28,059.81	2,670.47	2,605.12	612.27	78.22	1,914.63

(4) 過去5年間のごみ処理状況

単位：t

区分 年度	可燃ごみ処理		不燃・粗大ごみ処理		
	焼却量	灰搬出量	搬入処理量	資源物(金属)	焼却その他
30	27,734.98	2,770.81	2,528.68	646.48	1,882.20
元(31)	29,498.41	2,876.19	2,536.37	683.58	1,852.79
R2	28,349.15	2,760.89	2,920.24	783.06	2,137.18
R3	28,631.13	2,762.73	2,725.61	716.81	2,008.80
R4	28,059.81	2,670.47	2,605.12	690.49	1,914.63

※平成29年4月から新施設での運転を開始しました。



(5) 焼却炉運転状況

年 月 炉 別	令和4年									令和5年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1号炉												
運転日数 246日	21	11	30	16	29	30	10	30	24	9	5	31
2号炉												
運転日数 264日	30	17	25	19	17	8	31	18	26	28	25	20
1号炉運転 186日	9	6	5	27	16	22	21	12	12	19	26	11
2号炉運転 162日	21	11	25	4	15	8	10	18	19	9	2	20
全炉停止 17日	0	14	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0

(6) 安全対策

新施設は平成29年4月の本稼働以降、消防署による消火が必要となる発煙・発火事故が7回発生しています。うち6回は、発火性廃棄物(リチウムイオン電池、ライター、カセットコンロ等)が不燃・粗大ごみ処理施設に混入することで、破碎処理の際に衝撃を受けて発炎し、近傍にある着火物(木製品、ビニル・プラスチック類等)に引火して発煙・発火に至ったと推測しています。このことから事故防止対策として、市民への発火性廃棄物の分別周知、発火性廃棄物を施設に搬入させない収集時の対策、及び施設の事故防止対策の強化を行いました。

分別周知としては、市報での周知や分別周知チラシの全戸配布を行いました。収集時の対策としては、燃やさないごみの収集時にすべての袋を収集車の荷台で破袋して充電電池等の除去作業を行い、また市政センター及びコミュニティセンター等16か所に小型家電回収BOXを設置し、拠点回収を実施しました。施設の事故防止対策の強化としては、処理施設内に監視カメラを10か所設置し、作業員による巡回点検を行い、また発煙・発火の発生可能性があるコンベヤ類に火災検知器及びスプリンクラーの増設を行いました。さらに、令和4年12月からはコンベヤ下部に排水設備を増設し、コンベヤへの常時散水が可能になりました。破碎処理物への延焼を抑制することで安全性の向上を図っています。

(7) 環境対策

① 排ガス

ごみを焼却して発生した高温の排ガスは、焼却炉の壁に並んでいる水の通る管（ボイラ）を沸騰させ、排ガスは冷めて200℃未満になります。（この排ガスの熱交換により、高温高圧の蒸気が生まれます。）

ボイラで冷やされた排ガスは、重曹・活性炭が噴霧され有害物質が除去されます。その後、ちりやばいじんがろ過式集じん装置（バグフィルター）を通り、取り除かれます。排ガス処理を終えたきれいな排ガスは、煙突から排出されます。

\*協定基準値とは、武蔵野クリーンセンター操業に関する協定の基準値です。

・ばいじん

ごみ焼却時に発生する微小なすすや燃えかすのことで粒子状物質です。

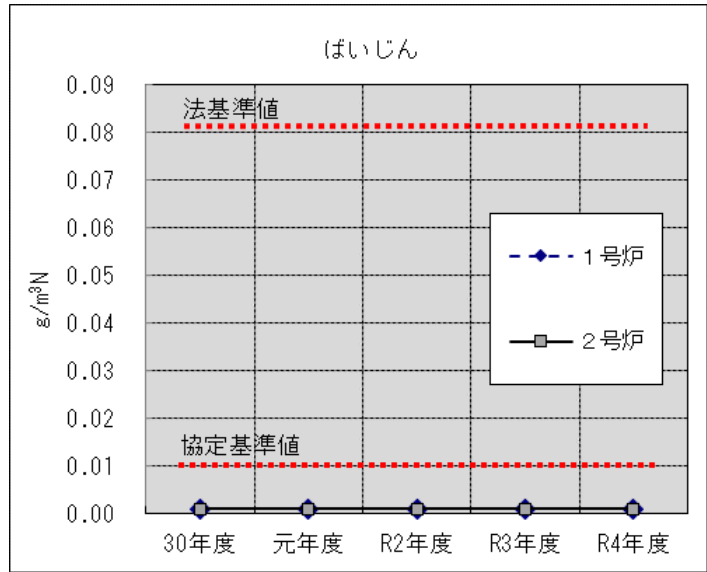
法基準値

0.08 g/m<sup>3</sup>N以下

協定基準値

0.01 g/m<sup>3</sup>N以下

m<sup>3</sup>N（ノルマル立方メートル）とは、1気圧、0℃の状態の1m<sup>3</sup>の体積を表します。



・硫黄酸化物 (SO<sub>x</sub>)

ごみに含まれる硫黄分が燃焼により酸化し発生します。呼吸器への影響や酸性雨の一因となります。

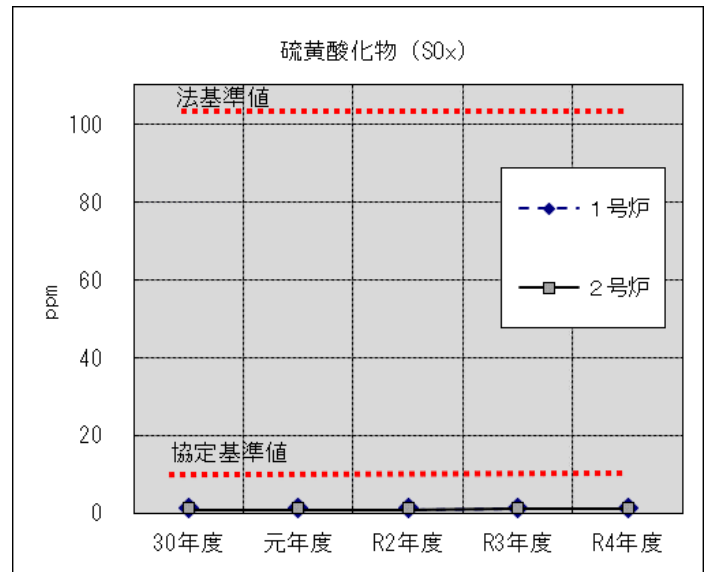
法基準値

105 ppm以下

協定基準値

10 ppm以下

ppm（ピーピーエム）とは、100万分の1を表す比率です。



・窒素酸化物 (NOx)

ごみや空気中に含まれる窒素が燃焼により酸化し発生します。酸性雨の一因でもあり光化学スモッグの原因となります。

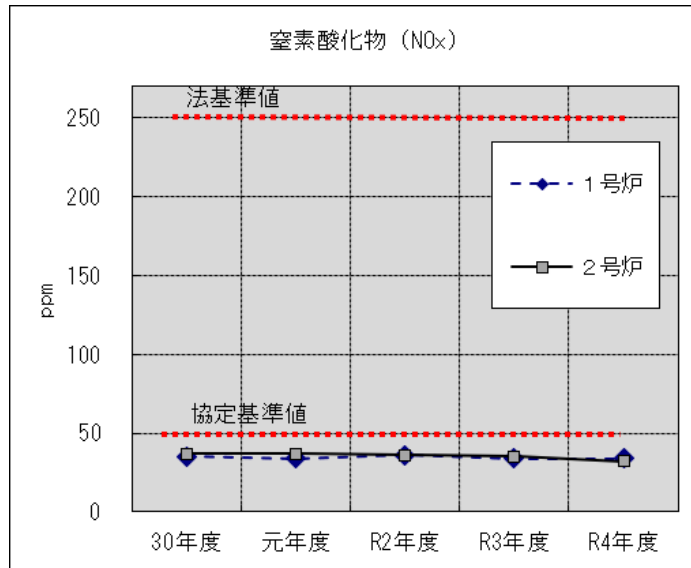
NO<sub>x</sub>ともいいます。

法基準値

250 ppm 以下

協定基準値

50 ppm 以下



・塩化水素(HCl)

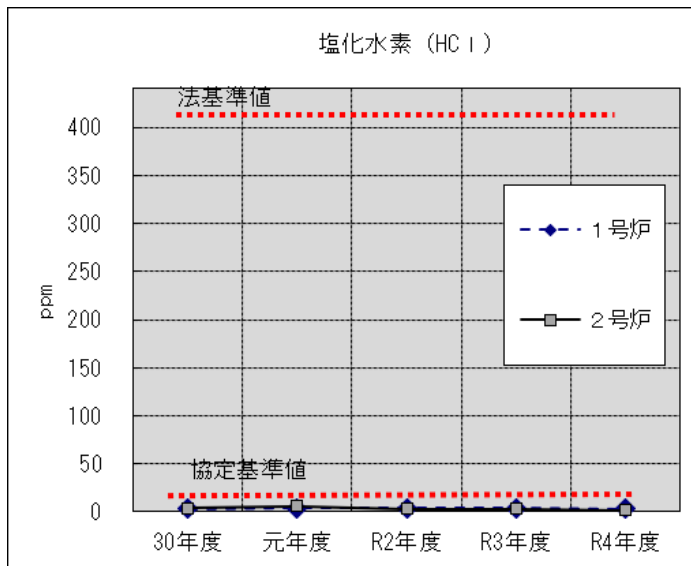
ごみに含まれた塩素の燃焼により、塩化水素が発生します。酸性雨の一因です。

法基準値

430 ppm 以下

協定基準値

10 ppm 以下



## ② 排水

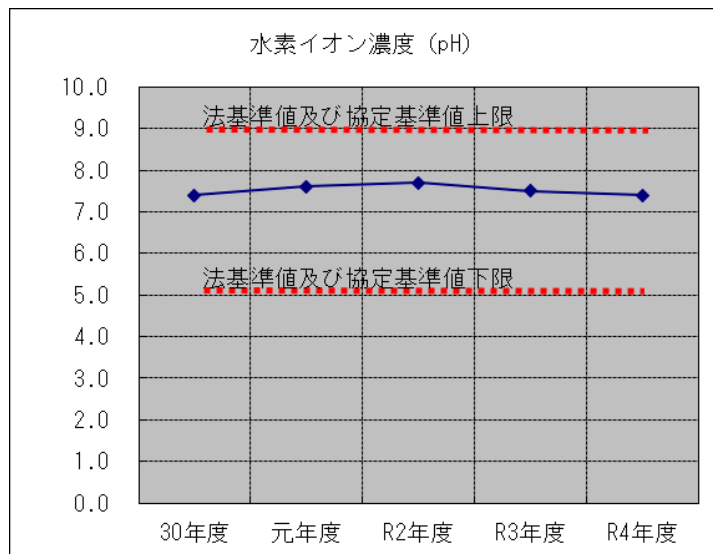
### ・水素イオン濃度 (pH)

pHは、水の酸性、アルカリ性の度合いを表す指標です。7が中性でそれより大きいときは、アルカリ性、小さいときは酸性となります。

基準値内を推移しています。

法基準値及び協定基準値

5を越え9未満



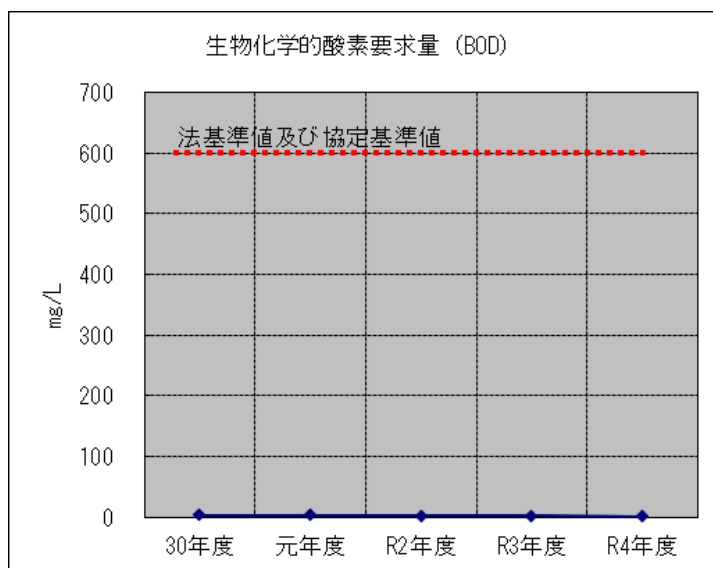
### ・生物化学的酸素要求量 (BOD)

水の有機物による汚れを表す指標です。水中の有機物が微生物により、分解されるときに消費される酸素の量のことをいいます。

基準値より、はるかに低い数値となっています。

法基準値及び協定基準値

600 mg/l未満

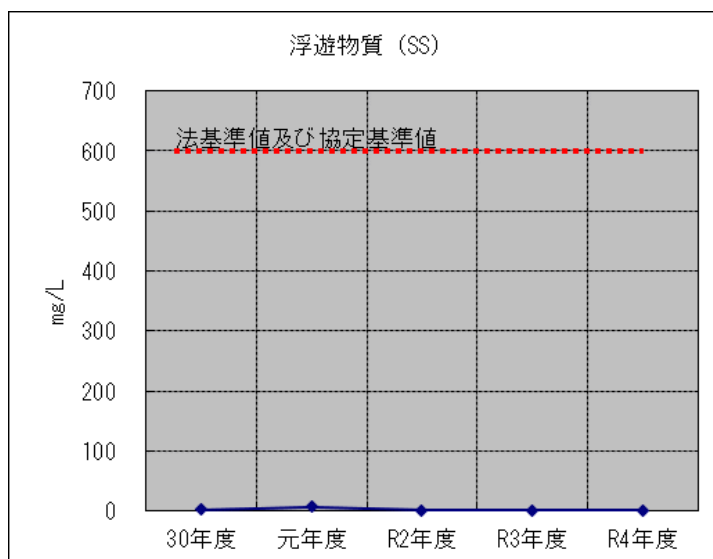


### ・浮遊物質 (SS)

水中に浮遊している粒子状物質の量です。浮遊物質が多いと透明度が悪くなります。大変低い値で推移しています。

法基準値及び協定基準値

600 mg/l未満



### ③ ダイオキシン類

ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン (PCDD) とポリ塩化ジベンゾフラン (PCDF) にコプラナーポリ塩化ビフェニル (CO-PCB) を含めたものの総称です。

TEQとは、最も毒性が強い2,3,7,8-TeCDDの毒性を1として、他のダイオキシン類の毒性の強さを換算した毒性等価係数 (TEF) を用いて、ダイオキシン類の毒性を足し合わせた値です。

単位の、ng (ナノグラム) は10億分の1グラム、pg (ピコグラム) は1兆分の1グラムのことです。

#### ・排ガス中ダイオキシン類

850℃以上で燃焼し、ダイオキシン類発生を抑制し、さらに排ガス中に活性炭を噴霧し、バグフィルタで集じん除去されます。

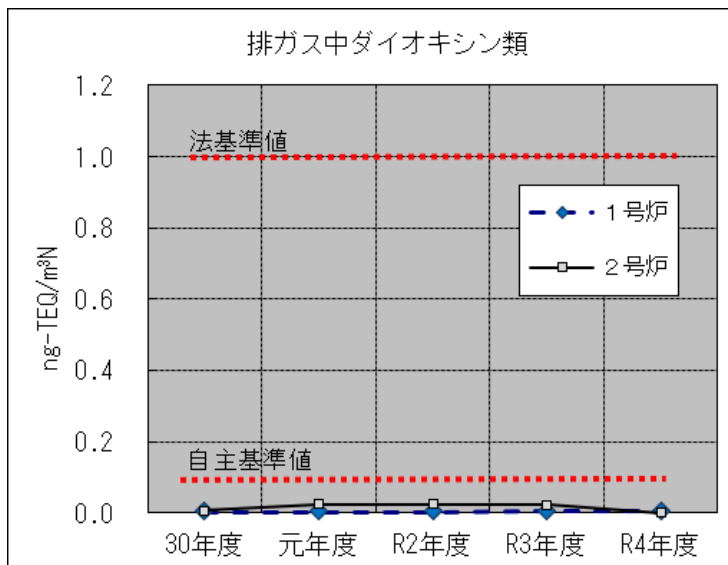
自主基準値と比較して低い値を推移しています。

法基準値

1 ng-TEQ/m<sup>3</sup>N 以下

自主基準値

0.1 ng-TEQ/m<sup>3</sup>N 以下

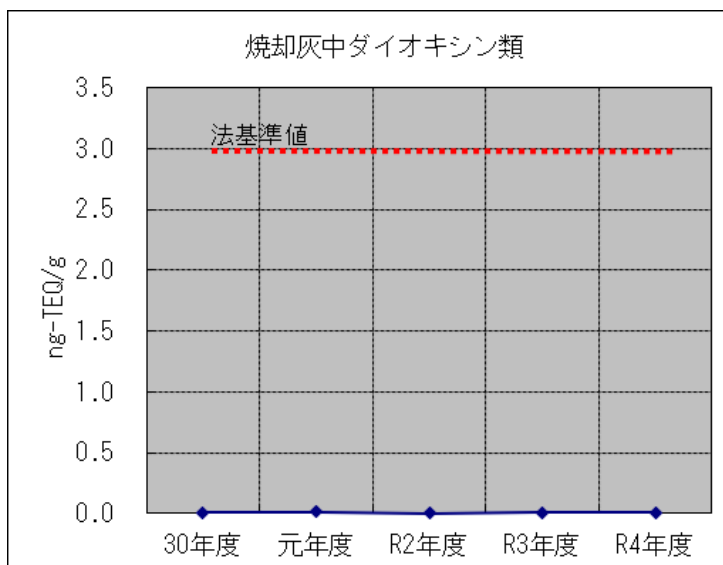


#### ・焼却灰中ダイオキシン類

燃焼によって発生する灰の中にもダイオキシン類が含まれていますが、法基準値を十分に下回っています。

法基準値

3 ng-TEQ/g 以下



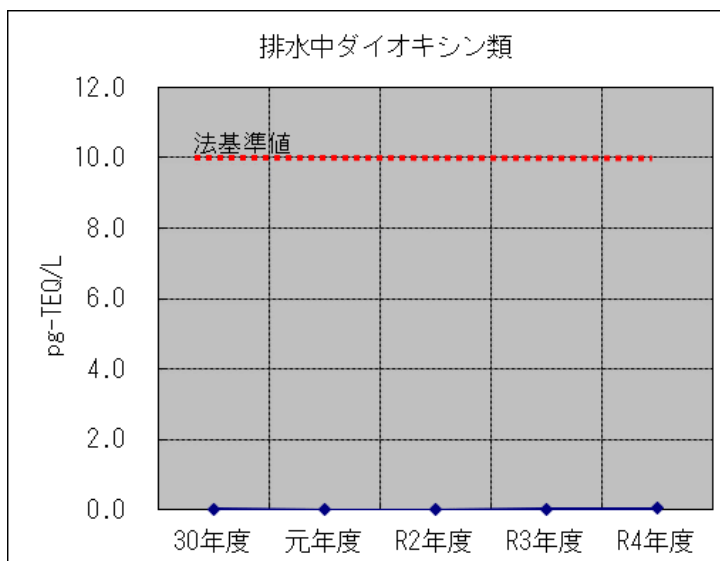


・排水中ダイオキシン類

排ガス中のダイオキシン類の一部は排ガスを洗浄している有害ガス除去装置から排水に入ります。排水処理施設の活性炭塔で、吸着除去して、公共下水道に放流しています。

法基準値

10pg-TEQ/l以下



・土壌中のダイオキシン類

緑町ふれあい広場等の公園3ヶ所と、市内の小学校3ヶ所の合計6ヶ所で、土壌中ダイオキシン類の測定を継続しております。基準値を大きく下回った値となっています。

調査地点は図1参照。

環境基準値 1,000pg-TEQ/g以下

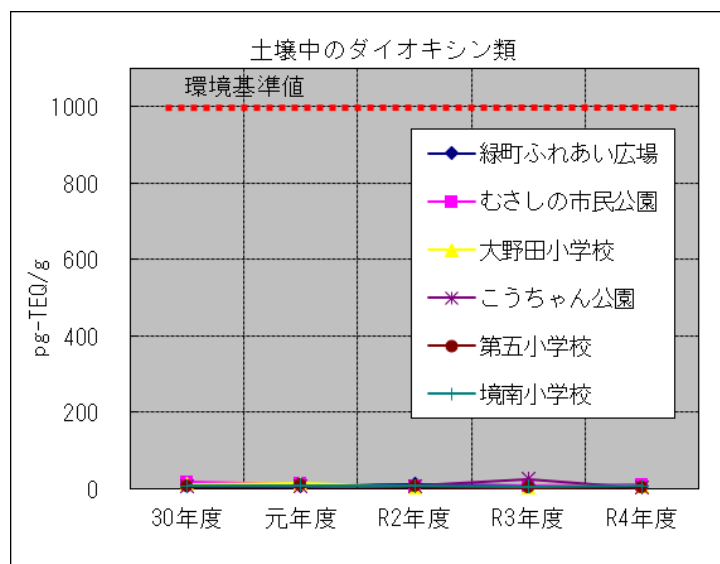




図1 土壌ダイオキシン類調査地点図

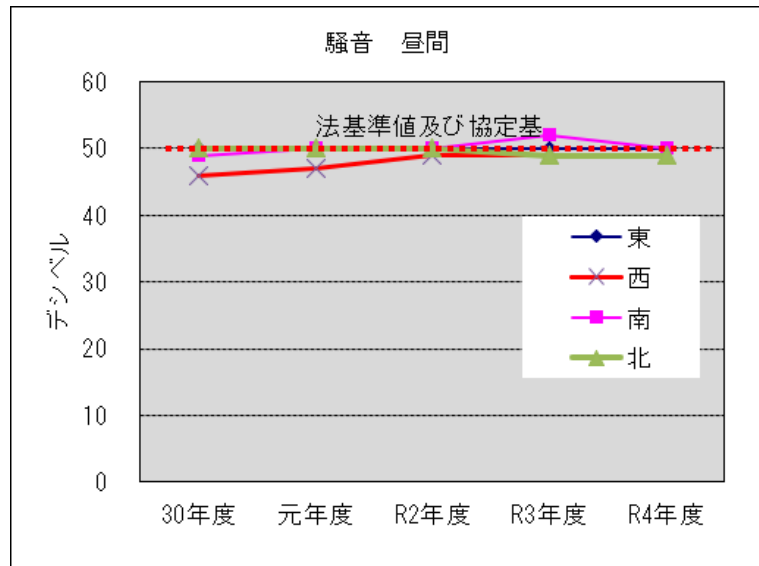
#### ④ 騒音

新施設での計測を示します。(敷地境界東西南北で計測)

工場から発生する騒音について規制があります。基準値よりも高い値がありますが、工場からの音源ではなく隣接道路及び遠方道路からの騒音があり、測定結果から除外しきれない自動車騒音です。

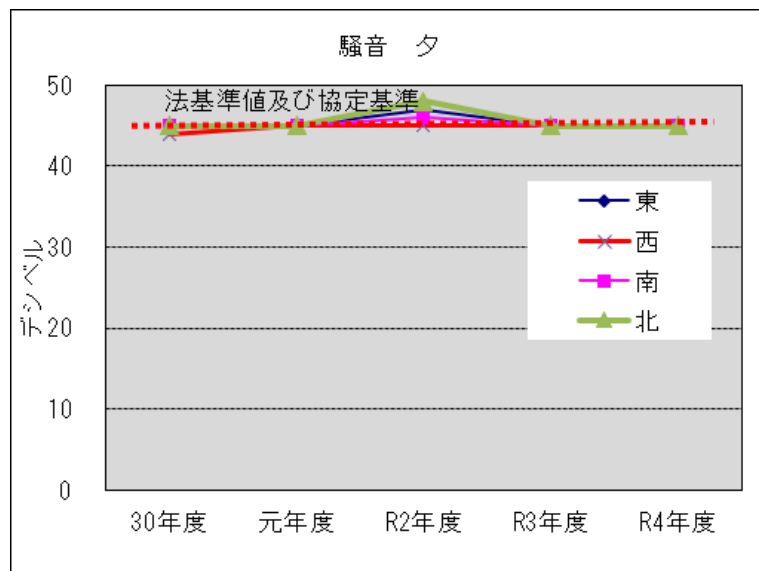
##### ・昼間(8時~19時)

法基準値及び協定基準値  
50 デシベル



##### ・夕(19時~23時)

法基準値及び協定基準値  
45 デシベル



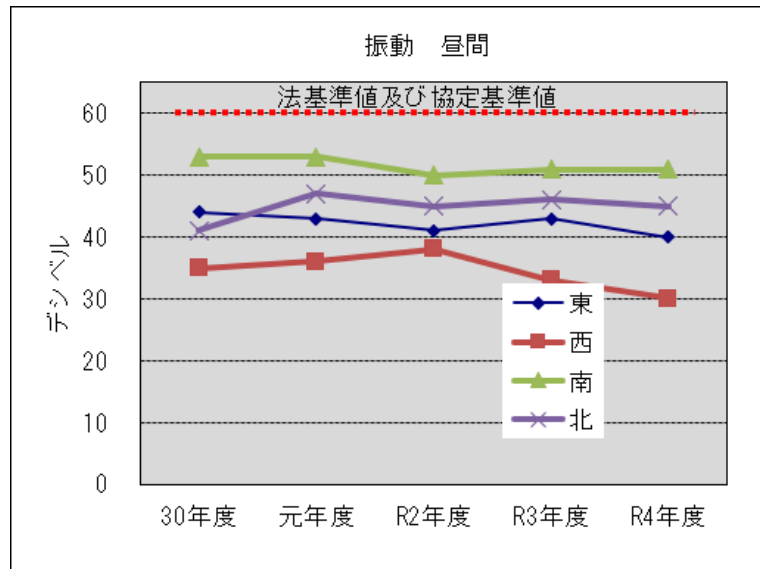
### ⑤ 振動

新施設での計測を示します。(敷地境界東西南北で計測)

工場から発生する振動について規制があります。隣接道路からの振動があり、暗振動が高く、測定値のような結果となっていますが、基準値内に収まっています。

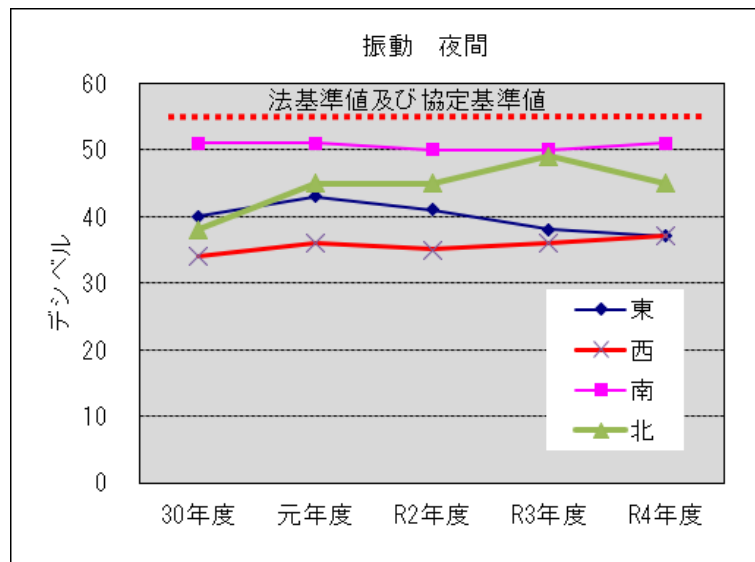
・昼間 (8時～19時)

法基準値及び協定基準値  
60 デシベル



・夜間 (19時～23時)

法基準値及び協定基準値  
55 デシベル



## (8) 水量 (水道・下水道)

	水道(m <sup>3</sup> )	下水道(m <sup>3</sup> )
平成30年度	10,848	2,137
令和元年度	10,950	1,978
令和2年度	10,611	2,508
令和3年度	10,653	2,022
令和4年度	10,972	2,167

## (9) 地球温暖化対策

クリーンセンターは、近隣の公共施設(市役所・総合体育館・緑町コミュニティセンターなど)を含めた電力一括受電方式とすることで面的利用におけるエネルギーの地産地消の核となり、クリーンセンターと近隣公共施設の消費エネルギーをバイオマス由来の再生可能エネルギーに転換して二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)の排出を削減することにより、地球温暖化対策に資する施設となっています。

### ① クリーンセンターのエネルギー使用による二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)排出量

年度	廃棄物焼却に伴う 二酸化炭素 排出量(トン)	燃料使用に伴う 二酸化炭素 排出量(トン)	電気使用に伴う 二酸化炭素 排出量(トン)	クリーンセンター稼働に 伴う二酸化炭素排出量 合計(トン)
平成30年度	12,428	335	817	14,580
令和元年度	13,974	294	552	14,820
令和2年度	13,594	166	511	14,271
令和3年度	15,681	131	446	16,258
令和4年度	13,798	146	343	14,288

※クリーンセンター稼働(廃棄物焼却・燃料使用)及びクリーンセンター、市庁舎、総合体育館、緑町コミュニティセンター、むさしのエコreゾート(令和元年度より)の電気使用量におけるクリーンセンター稼働に伴う二酸化炭素排出量を示します。

※電気使用に伴う買電量当たりの電力会社における二酸化炭素排出係数は、以下のとおり。

■平成29年度:0.474(kg-CO<sub>2</sub>/kwh)、平成30年度:0.462(kg-CO<sub>2</sub>/kwh) \*東京電力エナジーパートナー(株)

■令和元(平成31)年度4月～9月:0.468(kg-CO<sub>2</sub>/kwh) \*東京電力エナジーパートナー(株)

■令和元(平成31)年度10月～3月:0.125(kg-CO<sub>2</sub>/kwh) \*荏原環境プラント(株)

■令和2年度4月～:0.272(kg-CO<sub>2</sub>/kwh) \*荏原環境プラント(株)

■令和3年度4月～:0.129(kg-CO<sub>2</sub>/kwh) \*荏原環境プラント(株)

■令和4年度4月～:0.180(kg-CO<sub>2</sub>/kwh) \*荏原環境プラント(株)

※「地方公共団体実行計画(事務事業編)策定・実施マニュアル(算定手法編)」により算出しています。

## ②クリーンセンターのエネルギー使用量(電気・都市ガス)

	発電量(KWh)	買電量(KWh)	売電量(KWh)	自己託送量(KWh)	都市ガス(N m <sup>3</sup> )
平成30年度	12,895,070	1,769,761	3,885,144	なし	148,833
令和元年度	13,595,670	1,686,932	4,310,076	36,420	131,050
令和2年度	13,292,300	1,880,300	4,264,464	161,191	73,636
令和3年度	13,353,760	1,638,769	3,678,178	301,730	58,110
令和4年度	12,893,780	1,907,460	3,131,268	410,021	65,076

※平成29年度からクリーンセンター、市庁舎、総合体育館、緑町コミュニティセンター、令和元年度からむさしのエコゾーンを加えた5施設の電気は、クリーンセンターにて電力会社より一括受電し、電力供給しています。

※令和元年度から市立小・中学校全18校へ自己託送制度を活用し、電力供給を開始しています。

(令和4年8月からは、学校改築のため第一中学校・第五中学校への送電を中断しています。)

※都市ガスは、焼却炉稼働分(バーナー)、ガスコージェネレーション設備(ガスタービン発電機)使用分を示します。

## ③クリーンセンターのエネルギー使用量(蒸気)

	クリーンセンター(トン)	市庁舎(トン)	総合体育館(トン)
平成30年度	87,662	1,213	4,555
令和元年度	91,952	1,271	4,269
令和2年度	91,015	1,540	3,339
令和3年度	92,535	1,583	3,988
令和4年度	89,648	1,436	4,166

※主な蒸気利用は、クリーンセンターは「発電・焼却プラント設備」、市庁舎は「冷暖房」、総合体育館は「冷暖房・温水プール加温・シャワー」によるもの。

## (10) 武蔵野クリーンセンター運営協議会

武蔵野クリーンセンターの運営等に関する諸問題を協議するとともに地域住民と武蔵野市相互の理解を深め、地域の環境整備、福祉の増進を図るため、武蔵野クリーンセンター運営協議会を設置しています。

昭和59年10月稼働以来、定期会議を251回開催、運営協議会だよりを82号まで発行しました。

構成は、武蔵野クリーンセンターに隣接する3地域の4団体（北町五丁目町会、緑町三丁目町会及び緑町二丁目三番地域の範囲を構成する武蔵野緑町パークタウン自治会・武蔵野緑町二丁目第2アパート自治会）の地元委員9人と市委員2人とし、地元委員の中から役員（会長1人、副会長1人、会計2人及び会計監査1人）を選出しています。

### 令和4年度活動実績

実施日	事業内容等
4月21日 第246回会議開催	令和3年度運営協議会事業報告及び決算について 令和4年度運営協議会事業計画(案)及び予算(案)について 運営協議会委員及び役員の改選について 緑町コミュニティセンター横の掲示板の照明設置について その他
5月31日 第247回会議開催	令和4年度運営協議会役員の選出について 令和4年度運営協議会委員研修の実施について 令和4年度運営協議会バス研修、イベントについて その他
6月28日 委員研修実施	町田市バイオエネルギーセンター、横浜みなと博物館・帆船日本丸 参加者 12名
8月2日 第248回会議開催	令和4年度運営協議会委員研修の実施報告について 令和4年度運営協議会バス研修及びイベントについて 緊急時における不燃ごみの相互支援について その他
9月29日 第249回会議開催	運営協議会バス研修について 運営協議会催し物（イベント）について その他
9月30日 運営協議会だより発行	第81号 2,950部
11月27日 運営協議会イベント	ミニ講座「リチウムイオン電池の分別について」講師：ごみ総合対策課職員 演奏会 演奏者：第四中学校吹奏楽部 野菜販売 協力：JA ワークショップ「タネダンゴづくり」 講師：栗原国男（みどりの風景アドバイザー） 参加者 約200名（延べ）
12月21日 第250回会議開催	運営協議会催し物（イベント）の実施結果について その他 市長との意見交換会
2月17日～3月8日 環境健康診断実施	内科診察・胸部レントゲン検査・心電図・血液検査・尿検査 （新型コロナウイルス感染症への対応のため、呼吸機能検査を中止） 受診者 149名
2月21日 第251回会議開催	令和4年度武蔵野クリーンセンター運営協議会予算執行状況について その他
3月31日 運営協議会だより発行	第82号 2,950部

※運営協議会バス研修は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、中止しています。

## (11) 新武蔵野クリーンセンター建設事業

### ① (仮称) 新武蔵野クリーンセンター施設基本構想

平成20年3月、第四期長期計画・調整計画において、「クリーンセンター建替え計画の検討」が盛り込まれました。また、一般廃棄物処理基本計画においても「中間処理施設の更新」が盛り込まれました。これらを踏まえ、施設の建て替えに向けた基本的な考え方として、平成20年6月に「(仮称)新武蔵野クリーンセンター施設基本構想」をまとめました。ただし、その内容は新施設に関連する課題と検討項目の提起に留まったため、引き続き検討は新たな市民参加による検討委員会に委ねられることとなりました。

### ② (仮称) 新武蔵野クリーンセンター施設まちづくり検討委員会

(仮称) 新武蔵野クリーンセンター施設基本構想に基づき、より具体的な検討を進めるため、平成20年8月よりクリーンセンター建て替えの検討における「第一段階」である(仮称)新武蔵野クリーンセンター施設まちづくり検討委員会が設置されました。

検討項目として「新施設の整備用地」「新施設の在り方」「新施設の周辺のまちづくり」がある中、「新施設の整備用地」を検討するためにはまず、どのような施設が建設されるのかが検討されていなければならないという判断があり、ごみ処理全体から「新施設の在り方」について、建て替えの必要性、運営協議会の役割、非焼却処理(生ごみ堆肥化など)の可能性などが検討されました。平成21年3月末に中間のまとめを市長に提出し、パブリックコメント(市民意見)の募集を行い、平成21年6月に最終報告書が提出されました。

(仮称) 新武蔵野クリーンセンター施設まちづくり検討委員会委員一覧(敬称略)

◎委員長 ○副委員長

◎寄本 勝美	早稲田大学政治経済学部教授 クリーンセンター建設特別市民委員会専門家委員(昭和54年) クリーンセンター・まちづくり委員会委員長(昭和56年)
○田村 和寿	桐蔭横浜大学スポーツ健康政策学部教授 第四期長期計画・調整計画策定委員会委員長
早川 峻	武蔵野クリーンセンター運営協議会
越智 征夫	武蔵野クリーンセンター運営協議会
石黒 愛子	武蔵野クリーンセンター運営協議会
広江 詮	クリーンむさしのを推進する会会長
橋 弘之	武蔵野市コミュニティ研究連絡会会長
金子 和雄	武蔵野市商店会連合会会長
佐々木 保英	公募市民(八幡町3丁目)
前川 智之	公募市民(吉祥寺北町3丁目)
村井 寿夫	公募市民(吉祥寺北町5丁目)
井上 良一	武蔵野市 都市企画専門委員(平成21年3月末日まで技監)



### ③（仮称）新武蔵野クリーンセンター施設についての市の基本的な考え方

（仮称）新武蔵野クリーンセンター施設まちづくり検討委員会において提言された、新クリーンセンター建設に向けた第一段階の道筋を真摯に受け止め、同委員会の中間のまとめ（平成21年3月）に対するパブリックコメント（市民意見）や最終報告書の説明会などを通じて、市民の方々の意見を伺い、市の責任において、平成21年9月、今後の新施設計画について「市の基本的な考え方（案）」をまとめました。

その後、6回の説明会とパブリックコメント（市民意見）を通して市民の方々の意見を伺い、これらの意見を反映しつつ、基本計画の策定及び新施設と施設・周辺整備の素案づくりを進めていくために、「市の基本的な考え方（案）」を編集し直し、方向性をまとめたものとして平成21年12月に「市の基本的な考え方」を策定しました。

### ④新武蔵野クリーンセンター（仮称）施設基本計画策定委員会

新施設の基本仕様（施設規模・公害防止基準・処理設備・煙突高さ・発電効率等）、環境影響調査計画、概算事業費・事業手法（PFI等導入可能性調査からの考察）などについて、「市の基本的な考え方」を基に有識者の知見を交えながら市民参加で検討するため、平成22年2月に設置されました。1年余りの検討を経て、施設基本計画提言を作成し、平成23年3月に市長へ答申しました。

新武蔵野クリーンセンター（仮称）施設基本計画策定委員会委員一覧（敬称略）

◎委員長 ○副委員長

◎田村 和寿	桐蔭横浜大学スポーツ健康政策学部教授
○大江 宏	亜細亜大学経営学部教授
安井 龍治	東京二十三区清掃一部事務組合
荒井 喜久雄	社団法人全国都市清掃会議
越智 征夫	武蔵野クリーンセンター運営協議会（緑町三丁目町会）
狩野 耕一郎	
早川 峻	武蔵野クリーンセンター運営協議会（吉祥寺北町五丁目町会）
高橋 健一	
石黒 愛子	武蔵野クリーンセンター運営協議会（緑町二丁目三番地域住民協議会）
新垣 俊彦	クリーンむさしのを推進する会
橘 弘之	武蔵野市コミュニティ研究連絡会
金子 和雄	武蔵野市商店会連合会
上原 文夫	公募市民（中町3丁目）
小酒井 恵詞	公募市民（吉祥寺北町3丁目）
佐々木 保英	公募市民（八幡町3丁目）
渡部 敏夫	武蔵野市環境生活部環境政策担当部長

### ⑤新武蔵野クリーンセンター（仮称）施設・周辺整備協議会

「市の基本的な考え方」に基づき、新施設の備えるべき機能、周辺地域のまちづくり等について必要な事項を協議するとともに、周辺地域の住民の意見を反映するために平成22年2月に設置され、平成23年3月に市長へ提言を行いました。

新武蔵野クリーンセンター（仮称）施設・周辺整備協議会委員一覧（敬称略）

◎会長 ○副会長

◎小澤 紀美子	東京学芸大学名誉教授、第1回ごみ市民会議委員長
○水谷 俊博	武蔵野大学環境学部准教授、第四期長期計画・調整計画市民会議アドバイザー
高橋 豊	吉祥寺北町五丁目町会
村井 寿夫	
藻谷 征子	緑町三丁目町会
塩澤 誠一郎	
石黒 愛子	緑町二丁目三番地域住民協議会
木村 文	
千綿 澄子	
島森 和子	けやきコミュニティ協議会
高石 優	
飯村 雅洋	緑町コミュニティ協議会
山崎 君枝	
平田 昭虎	緑懇話会
岡田 敬一	
渡部 敏夫	武蔵野市環境生活部環境政策担当部長

⑥合同意見交換会

新武蔵野クリーンセンター（仮称）施設基本計画策定委員会と新武蔵野クリーンセンター（仮称）施設・周辺整備協議会が、お互いに連携を図りながら検討を進められるように、平成22年6月から平成23年1月まで3回の合同意見交換会を開催しました。

⑦新武蔵野クリーンセンター（仮称）施設基本計画

「新武蔵野クリーンセンター（仮称）施設基本計画策定委員会」および「新武蔵野クリーンセンター（仮称）施設・周辺整備協議会」の提言を受け、平成23年5月に、市として「新武蔵野クリーンセンター（仮称）施設基本計画（案）」をまとめました。その案について、パブリックコメント（市民意見）や説明会を通して市民の皆様から広く意見を伺い、「新武蔵野クリーンセンター（仮称）施設基本計画」を策定しました。

⑧第二期新武蔵野クリーンセンター（仮称）施設・周辺整備協議会

平成22年2月から平成23年3月の間に設置されていた新武蔵野クリーンセンター（仮称）施設・周辺整備協議会に引き続き、平成23年9月に設置されました。新施設の建築デザインや配置・動線について検討し、新武蔵野クリーンセンター（仮称）事業者選定委員会が作成する要求水準書（案）に反映させるとともに、エコプラザ（仮称）の検討、エリア・周辺整備の課題整理に向けたタウンウォッチングなどを実施し、平成25年3月に市長へ報告書を提出しました。

第二期新武蔵野クリーンセンター（仮称）施設・周辺整備協議会委員一覧（敬称略）

◎会長 ○副会長

◎小澤 紀美子	東京学芸大学名誉教授、第1回ごみ市民会議委員長
○水谷 俊博	武蔵野大学環境学部准教授、第四期長期計画・調整計画市民会議アドバイザー

高橋 豊	吉祥寺北町五丁目町会
村井 寿夫	
早川 峻	
高橋 健一	
藻谷 征子	緑町三丁目町会
塩澤 誠一郎	
越智 征夫	
狩野 耕一郎	
興梠 信子	緑町二丁目三番地域住民協議会
木村 文	
千綿 澄子	
園田 治 *平成24年9月まで	
島森 和子(兼任)	けやきコミュニティ協議会
高石 優	
飯村 雅洋	緑町コミュニティ協議会
山崎 君枝	
平田 昭虎	緑懇話会
岡田 敬一	
新垣 俊彦	クリーンむさしのを推進する会
島森 和子(兼任)	武蔵野市コミュニティ研究連絡会
金子 和雄	武蔵野市商店会連合会
渡部 敏夫	武蔵野市環境生活部環境政策担当部長 *平成24年3月まで
木村 浩	武蔵野市環境生活部(平成24年10月から環境部) 参事 *平成24年4月から

第二期新武蔵野クリーンセンター(仮称)施設・周辺整備協議会検討経過

回	開催日	内容
第1回	平成23年10月27日	新施設の建築デザイン、段階整備計画(配置・動線計画)について
報告会	平成23年11月15日	第1回事業者選定委員会の検討経過報告
第2回	平成23年11月17日	新施設の建築デザインについて
第3回	平成23年12月12日	新施設の建築デザインについて
報告会	平成24年1月17日	第2回事業者選定委員会の検討経過報告
第4回	平成24年2月23日	新施設の建築デザインについて
報告会	平成24年3月2日	第3回事業者選定委員会の検討経過報告
視察	平成24年3月17日	多摩ニュータウン環境組合 エコにこセンター、町田市リサイクル公社 町田市リサイクル文化センター
第5回	平成24年5月15日	施設・周辺整備検討の今後の進め方
第6回	平成24年7月24日	エコプラザ(仮称)の検討
視察	平成24年9月6日	エコプラザ用賀、世田谷ものづくり学校、アーツ千代田3331
第7回	平成24年9月25日	エコプラザ(仮称)の検討
報告会	平成24年10月30日	事業者選定経過及び環境影響調査結果の報告

第8回	平成24年11月19日	エコプラザ（仮称）の考え方、エリア・周辺整備の検討
タウンウォッチング	平成24年12月23日	クリーンセンター周辺（東側地域）のタウンウォッチング
第9回	平成25年1月22日	タウンウォッチング報告、報告書まとめ
視察	平成25年3月3日	京エコロジーセンター
第10回	平成25年3月12日	報告書まとめ
報告会	平成25年3月29日	事業者選定結果の報告

### ⑨新武蔵野クリーンセンター（仮称）事業者選定委員会

「新武蔵野クリーンセンター（仮称）施設基本計画」（平成23年7月）に基づき、DBO方式（施設の設計・施工・20年間の運営を一体的に実施）の事業手法による「新武蔵野クリーンセンター（仮称）整備運営事業」の事業者選定のための要求水準書を作成し、事業者選定基準を定めました。平成24年10月の入札公告後、事業者提案の審査を進め、最優秀提案者を選定し、市長へ報告しました。

新武蔵野クリーンセンター（仮称）事業者選定委員会委員一覧（敬称略）

◎委員長 ○副委員長

◎大江 宏	亜細亜大学経営学部教授
○小島 紀徳	成蹊大学理工学部教授
水谷 俊博	武蔵野大学環境学部准教授
安井 龍治	日本環境安全事業株式会社東京事業所副所長
荒井 喜久雄	公益社団法人全国都市清掃会議技術部長
野本 修	弁護士
高橋 良一	武蔵野市財務部長 *平成24年3月まで
名古屋 友幸	武蔵野市財務部長 *平成24年4月から
渡部 敏夫	武蔵野市環境生活部環境政策担当部長 *平成24年3月まで
郡 護	武蔵野市環境生活部環境政策担当部長 *平成24年4月から (平成24年10月から環境部長)

新武蔵野クリーンセンター（仮称）事業者選定委員会検討経過

回	開催日	内容
第1回	平成23年10月14日	委員会の運営・進め方の確認、要求水準書作成の考え方について等
第2回	平成23年12月15日	実施方針（素案）・要求水準書（素案）について
第3回	平成24年2月23日	実施方針（案）・要求水準書（案）について
第4回	平成24年5月7日	実施方針に対する意見・質問等の確認、事業者選定基準の考え方の審議等
第5回	平成24年6月25日	事業者選定基準の審議等
第6回	平成24年11月15日	応募参加状況報告、審査の進め方の審議等
第7回	平成25年2月21日	提案内容の確認、提案ヒアリング方法及びヒアリング事項の審議等
第8回	平成25年3月6日	提案内容ヒアリング、提案審査
第9回	平成25年3月18日	総合評価、最優秀提案者の選定、審査講評の審議

⑩第三期新武蔵野クリーンセンター（仮称）施設・周辺整備協議会

第二期新武蔵野クリーンセンター（仮称）施設・周辺整備協議会に引き続き、平成25年8月に設置されました。新施設の建築デザインに関する施設整備事業者からの提案を踏まえた具体的な協議や、これまでのエコプラザ（仮称）の検討を踏まえた意見交換等を行い、平成28年5月に市長へ報告書を提出しました。

第三期新武蔵野クリーンセンター（仮称）施設・周辺整備協議会委員一覧（敬称略）

◎会長 ○副会長

◎小澤 紀美子	東京学芸大学名誉教授、第1回ごみ市民会議委員長
○水谷 俊博	武蔵野大学環境学部教授、第四期長期計画調整計画市民会議アドバイザー
高橋 豊	吉祥寺北町五丁目町会
村井 寿夫	
早川 峻	
高橋 健一	
藻谷 征子	緑町三丁目町会
塩澤 誠一郎	
島 英二	
押元 正樹	緑町二丁目三番地域住民協議会
興梠 信子	
木村 文	
渡部 直子 *平成26年9月から 平成27年3月まで	
千綿 澄子	けやきコミュニティ協議会
島森 和子(兼任)	
高石 優	緑町コミュニティ協議会
山崎 君枝	
越智 征夫	
平田 昭虎	緑懇話会
岡田 敬一	
新垣 俊彦	クリーンむさしのを推進する会
島森 和子(兼任)	武蔵野市コミュニティ研究連絡会
金子 和雄	武蔵野市商店会連合会
木村 浩 *平成25年8月から 平成27年3月まで	武蔵野市環境部参事

第三期新武蔵野クリーンセンター（仮称）施設・周辺整備協議会検討経過

回	開催日	内容
第1回	平成25年8月22日	建築デザインについて
第2回	平成25年9月24日	建築（煙突）デザインについて
第3回	平成25年11月12日	建築（煙突）デザインについて
第4回	平成26年1月21日	エコプラザ（仮称）の検討について

事例研究会	平成 26 年 2 月 17 日	クリエイティブリユースの事例研究
第 5 回	平成 26 年 2 月 25 日	エコプラザ（仮称）の検討について
視察	平成 26 年 3 月 11 日	江東区環境学習情報館、東京ガス環境エネルギー館
第 6 回	平成 26 年 5 月 26 日	工事の進捗報告、視察報告、周辺整備の今後の検討事項
意見交換会	平成 26 年 6 月 17 日	廃材活用プロジェクトについて
第 7 回	平成 26 年 9 月 23 日	工事の進捗報告、現場視察
第 8 回	平成 26 年 10 月 6 日	新施設の外観デザインについて
第 9 回	平成 26 年 12 月 15 日	工事の進捗報告、今後のエコプラザの検討、建設事業地内の緑化計画
視察	平成 27 年 3 月 18 日	立川市子ども未来センター、西調布一番街（つくるまちプロジェクト）、武蔵野ふるさと歴史館、他
説明会	平成 27 年 6 月 25 日	新施設の建築デザイン等について
作業部会	平成 28 年 2 月 10 日	第三期協議会取りまとめ（案）について
第 10 回	平成 28 年 3 月 2 日	第三期協議会取りまとめ（案）について
作業部会	平成 28 年 3 月 25 日	第三期協議会報告書（案）について
作業部会	平成 28 年 4 月 15 日	第三期協議会報告書（案）について
第 11 回	平成 28 年 4 月 27 日	第三期協議会報告書（案）について

#### ⑪第四期新武蔵野クリーンセンター（仮称）施設・周辺整備協議会

第三期新武蔵野クリーンセンター（仮称）施設・周辺整備協議会に引き続き、平成 28 年 6 月に設置されました。新施設の外構計画、エコプラザ（仮称）、市役所北エリア整備、周辺まちづくりの検討等を行い、平成 31 年 3 月に報告書を取りまとめ、閉会しました。

第四期新武蔵野クリーンセンター（仮称）施設・周辺整備協議会委員一覧（敬称略）

◎会長 ○副会長

◎小澤 紀美子	東京学芸大学名誉教授、第 1 回ごみ市民会議委員長
○水谷 俊博	武蔵野大学工学部教授、第四期長期計画・調整計画市民会議アドバイザー
高橋 豊	吉祥寺北町五丁目町会
村井 寿夫	
早川 峻	
高橋 健一	
藻谷 征子	緑町三丁目町会
塩澤 誠一郎	
島 英二	
興梠 信子	武蔵野緑町パークタウン自治会
木村 文	
千綿 澄子	武蔵野緑町二丁目第 2 アパート自治会
島森 和子	けやきコミュニティ協議会
高石 優	
山崎 君枝	緑町コミュニティ協議会
越智 征夫（兼任）	
平田 昭虎	緑懇話会
岡田 敬一	

新垣 俊彦	クリーンむさしのを推進する会
越智 征夫(兼任)	武蔵野市コミュニティ研究連絡会
花俣 延博	武蔵野市商店会連合会

第四期新武蔵野クリーンセンター（仮称）施設・周辺整備協議会検討経過

回	開催日	内 容
第1回	平成28年6月29日	協議会の進め方、新クリーンセンター建設事業の報告
作業部会	平成28年7月13日	エコプラザ（仮称）の検討について
作業部会	平成28年8月4日	東側外構計画について、エリア整備・周辺整備について
意見交換会	平成28年8月31日	東側外構計画について
作業部会	平成28年9月7日	今後の進め方（周辺整備等）
第2回	平成28年9月28日	これまでの経過、今後の進め方（周辺整備・エリア整備・エコプラザ（仮称））
意見交換会	平成28年10月12日	東側外構計画について
作業部会	平成28年10月20日	エコプラザ（仮称）の検討について
作業部会	平成28年11月2日	エコプラザ（仮称）の検討について
作業部会	平成28年11月17日	エコプラザ（仮称）の検討について
第3回	平成28年11月30日	エコプラザ（仮称）の検討について
作業部会	平成28年12月12日	エコプラザ（仮称）の中間まとめについて
第4回	平成28年12月20日	エコプラザ（仮称）の中間まとめについて
第5回	平成29年2月3日	エコプラザ（仮称）の中間まとめについて、エコプラザ（仮称）検討市民会議について
作業部会	平成29年2月22日	市役所北エリア整備の検討について
作業部会	平成29年3月30日	市役所北エリア整備の検討について
タウンウォッチング	平成29年5月14日	市役所北エリア周辺
作業部会	平成29年5月18日	市役所北エリア整備の検討について
作業部会	平成29年6月22日	市役所北エリア整備の検討について
第6回	平成29年7月12日	市役所北エリア整備の検討について
作業部会	平成29年9月20日	市役所北エリア整備の検討について、周辺整備の進め方について
作業部会	平成29年10月30日	市役所北エリア整備の中間まとめ（案）
作業部会	平成29年11月28日	市役所北エリア整備・周辺まちづくりについて
第7回	平成29年12月19日	市役所北エリア整備中間まとめ
作業部会	平成30年2月14日	周辺まちづくりについて
作業部会	平成30年3月26日	周辺まちづくりについて
作業部会	平成30年5月29日	周辺まちづくり中間まとめについて
作業部会	平成30年7月27日	エコプラザ（仮称）に関する意見交換
作業部会	平成30年9月13日	市役所北エリア外構設計意見交換、エコプラザ（仮称）まとめについて
第8回	平成30年12月19日	エコプラザ（仮称）パブリックコメント、周辺団体ヒアリング結果について、周辺まちづくりについて
外構意見交換会	平成31年2月13日	西側植栽計画、市役所北エリア整備について
作業部会	平成31年2月25日	エコプラザ（仮称）管理運営方針、西側外構計画案、第四期協議会報告書（案）について

第9回	平成31年3月11日	第四期協議会報告書(案)について
-----	------------	------------------

### ⑫新武蔵野クリーンセンター(仮称)整備運営事業

新武蔵野クリーンセンター(仮称)整備運営事業は、新武蔵野クリーンセンター(仮称)の施設整備(設計業務、建設業務)と稼働開始後20年間の施設運営を一体的に民間事業者が発注するもので、平成25年3月の事業者選定委員会による審査結果報告に基づき落札事業者が決定しました。同事業における施設整備について、工事請負契約に関する議案が市議会で審議され、議案の可決を受けて落札事業者と工事請負契約を締結しました。

#### 工事請負契約の概要

契約名称	新武蔵野クリーンセンター(仮称)整備運営事業に関する施設整備
施設整備期間	平成25年7月3日から平成31年6月30日まで
契約金額	111億2,468万6,400円(税込)
事業者	代表企業・荏原環境プラント株式会社、構成企業・鹿島建設株式会社

#### 新武蔵野クリーンセンター(仮称)の施設概要

建設地	武蔵野市緑町3丁目1番5号地内		
建築規模等	工場棟	地上3階地下2階、高さ約15m、鉄骨鉄筋コンクリート造(一部鉄骨造、鉄筋コンクリート造)	
	管理棟	地上2階、高さ約10m、鉄骨造	
	その他	煙突(既存補強、高さ59m)、連絡通路、大階段	
	排ガス処理	乾式処理	
処理能力等	焼却施設	処理方式	ストーカ式焼却炉
		処理能力	120トン/日(60トン/日×2炉)
	不燃・粗大ごみ処理施設	処理方式	破碎・選別方式
		処理能力	10トン/5時間
発電能力	約15,000MWh/年		
事業方式	DBO(デザイン・ビルド・オペレート)方式		

#### ・工事の経過

平成25年7月・11月に周辺地域4か所で建設事業の説明会を開催し、平成25年11月から準備工事を実施しました(アスベスト・不発弾調査、建設用地内の洗車棟や計量棟等の解体・撤去、インフラ設備切り回し、樹木移植・伐採等)。平成26年5月から本工事に着手し、12月に地下掘削工事を終え、地下の躯体工事に入りました。平成27年3月に煙突改修工事(炭素繊維シートによる耐震補強、外壁塗装、アルミルーバー設置)が完了しました。平成27年8月からは地上工事に着手し、あわせてプラント工事を進めました。平成28年10月には新工場が完成し、11月より機械の試運転、12月よりごみを受け入れ、ごみ焼却施設の運転調整や性能確認を行うための試運転焼却を開始しました。新工場の完成に伴い、旧クリーンセンター施設の解体工事を平成29年2月より開始し、冷却塔の解体、不燃・粗大ごみ処理施設の解体、焼却設備内壁アスベスト塗装除去、前室・クリーンルームの設置、焼却施設灰だし・除染、外壁塗膜アスベスト除去、煙道解体、前室撤去、焼却施設上屋解体を実施し、平成30年9月末に完了しました。また、同30年度は新管理棟、連絡通路等の工事を実施しました。

### ⑬新クリーンセンター広報

#### ・広報誌の発行

新クリーンセンターの稼働状況やイベント、旧施設の解体工事の状況等をお知らせする「新クリー



ンセンターニュース」を平成27年3月から平成30年3月までに5回発行し、近隣の住宅に配布しました。また、市ホームページへの掲載や公共施設（武蔵野クリーンセンター、武蔵野市役所、中央図書館、吉祥寺図書館、武蔵野プレイス）での配布も行いました。

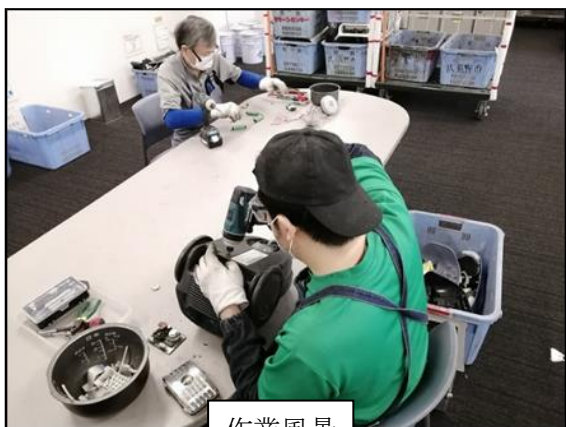
・市ホームページの運営

武蔵野市ホームページにおいて、新クリーンセンター建設工事の状況や旧施設の解体工事の状況をお知らせするなど、随時情報を掲載しました。

⑭都市鉱山開発事務所

平成23年4月より「都市鉱山開発事務所」を立ち上げ、市内で排出される燃やせないごみ及び粗大ごみの中からピックアップした小型廃家電製品を選別・分解し、そこに含まれる「有用金属・希少金属」を回収し、有用資源を発掘しリサイクルする事業を開始しました。平成24年4月からは、事業を「社会福祉法人 武蔵野千川福祉会」が運営する作業所との協働で、平成28年12月の新クリーンセンターへの移行(旧クリーンセンター解体工事開始)まで継続的に実施しました。(平成29年1月～令和元年10月までは一時休止)

新クリーンセンター建設事業が完了し、令和元年11月からは、新たに「公益社団法人武蔵野市シルバー人材センター」と協働で事業を開始しています。



作業風景



回収した基板

回収量

年度	品目	電動機類	基板類	コード類	金属複合物	ハードディスク	小型デジタル家電	合計
		(kg)	(kg)	(kg)	(kg)	(kg)	(kg)	(kg)
H24		9,610	2,670	1,280	22,900	130	—	36,590
H25		11,350	1,960	1,240	19,640	30	—	34,220
H26		10,750	1,500	910	—	0	—	13,160
H27		10,870	1,560	860	—	40	—	13,330
H28		—	980	590	—	0	—	7,930
H29～H30	新クリーンセンターへの移行に伴い一時休止							
R元(H31)		870	170	180	—	0	—	1,220
R2		7,410	1,300	930	—	90	—	9,730
R3		9,710	2,270	1,510	—	270	510	14,270
R4		9,780	2,410	1,560	—	320	880	14,950

\*金属複合物の回収は、平成26年2月以降休止しています。

## 7 ごみの最終処分

### (1) 処分地の経過

武蔵野市におけるごみの最終処分は、終戦直後、爆弾投下跡の穴への埋め立てが行われ、その後、民間委託による砂利穴への処分などにより行われていました。この間処分地周辺住民代表からごみ投棄の中止を求める仮処分申請が出されるなどして、様々な対応に追われてきました。武蔵野市他8市で構成される一部事務組合は、羽村町（当時）及び周辺住民との間に公害防止協定を締結し、昭和55年11月に処分場（羽村処分地）が設けられ、武蔵野市分2万3千トン（全体で15万9千トン）を埋め立てることができましたが、昭和59年3月でこの処分場は満杯になってしまいました。

この間に多摩地区27の自治体は、共通の課題であるごみの埋め立て地の確保に向けてさらに大きな一部事務組合「東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合」を昭和55年に設立し、日の出町とその地元の町・住民の協力を得てようやく昭和59年4月に広域処分場（谷戸沢廃棄物処分場）を開場しました。

しかし、各市町村がごみ減量対策を進めてきたにもかかわらず、この広域処分場も平成9年度中に満杯となりました。平成10年に日の出町の皆様のご理解とご協力により、谷戸沢廃棄物処分場とほぼ同規模の新たな広域処分場（二ツ塚廃棄物処分場）が完成し、武蔵野市の焼却残灰や破碎減容した不燃ごみ（破碎残渣）の埋立てを開始しました。

二ツ塚処分場の次の処分場を確保することは大変困難な状況にあり、最終処分場を有効に使用するためにも、ごみの発生抑制、資源化を進めていくことが求められています。

武蔵野市では、平成12年7月より、最終処分場の埋立容積に大きな負荷を与えているプラスチック製容器包装類について、分別収集・資源化を実施しました。搬入量全体に占める破碎残渣の重さは、約3分の1にまで減ってきましたが、埋立容積としては、依然として破碎残渣が搬入量全体の6割近くを占めていました。そこで、埋立容積のさらなる減量と埋立基準の遵守のため、平成15年10月より破碎残渣全量の焼却を開始しました。

最終処分場を管理・運営する東京たま広域資源循環組合（多摩25市1町で構成）では、多摩地域のリサイクルをさらに進め、限りある処分場を有効利用することを目的として、「エコセメント事業」に取り組み、平成18年7月より施設を本格稼働しました。ごみを燃やした後に残る焼却灰は、セメントに必要な成分を多く含んでいます。エコセメントとは、焼却灰を原料としてつくる新しいタイプのセメントで、エコロジーの“エコ”と“セメント”を合わせて名づけられ、日本工業規格（JIS）に定められた土木建築資材です。

現在では、焼却灰のほとんどをエコセメント化しており、平成17年度には多摩地域全体で107,416 tであった最終処分量は、平成18年7月稼働後、令和2年度には1,377 tとなり、平成17年度の約1/78になりました。特に本市においては、不燃ごみを破碎処理したあと焼却しており、搬入した焼却灰はすべてエコセメント化しています。

### (2) 東京たま広域資源循環組合 二ツ塚廃棄物処分場・エコセメント化施設（日の出町）

#### ① 処分場の規模

面積	総面積	59.1 ha	・ 開発面積	33.3 ha
			（うち埋立地面積	18.4 ha）
			・ 残存緑地面積	28.1 ha
埋立容量	全体埋立容量	370万 m <sup>3</sup>	・ 廃棄物埋立容量	250万 m <sup>3</sup>
			・ 覆土	120万 m <sup>3</sup>

## ②エコセメント化施設

面積	施設用地面積 約4.6ha（二ツ塚処分場全体面積 約59.1ha）
施設規模	焼却残さ(注1)等の処理量 約300トン（日平均） エコセメント生産量 約430トン（日平均）
処理対象物	多摩地域25市1町のごみの焼却施設から排出される焼却残さ、溶融飛灰(注2)及び二ツ塚処分場に分割埋立(注3)された焼却残さ他
工事の着工	造成工事 平成15年2月 建設工事 平成16年1月
施設の稼働	平成18年7月
事業費	建設費272億円、維持管理費（計画）約26.4億円/年（消費税込み）

注1 焼却残さ:焼却灰(焼却後の残さ物)及び飛灰(集じん機により捕集された排ガス中のばいじん)

注2 溶融飛灰:灰溶融炉の排ガス中から、集じん機で捕集されたばいじん

注3 分割埋立:埋立てられた焼却残さをエコセメント化施設稼働後に再処理(エコセメント化)するため、平成12年9月より、焼却残さと不燃物をそれぞれエリア分けした埋立を開始しました。



エコセメント化施設の全景（令和4年8月撮影）

### （3）最終処分場搬入実績

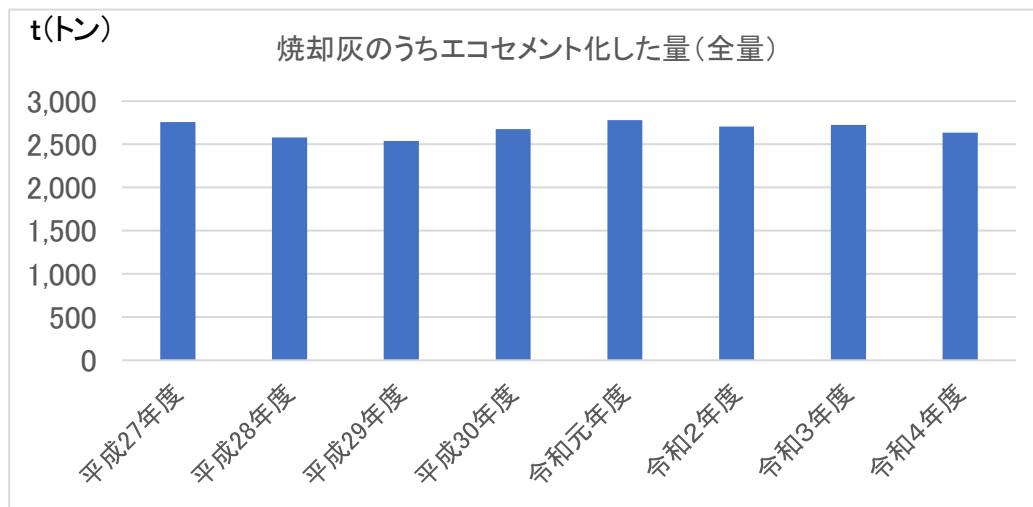
武蔵野市から二ツ塚処分場に搬入された焼却灰及び不燃物の量は次表のとおりです。

不燃物は、焼却試験を経て平成15年度に焼却を本格実施したため、平成16年度からは焼却灰のみ搬入しています。平成18年7月より焼却灰は全量エコセメント化されており、19年度からのエコセメント化施設への焼却灰は搬入配分容量（武蔵野市の割当て量）を超えていましたが、26年度に初めて下回り、それ以降も下回り続けています。

最終処分場搬入実績(広域資源循環組合搬入時の計測値)

(単位:トン、ただし搬入配分容量の不燃物の単位はm<sup>3</sup>)

年度	平成 25	平成 26	平成 27	平成 28	平成 29	平成 30	令和 元	令和 2	令和 3	令和 4
焼却灰	2,900	2,717	2,759	2,580	2,540	2,675	2,779	2,704	2,724	2,634
不燃物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	2,900	2,717	2,759	2,580	2,540	2,675	2,779	2,704	2,724	2,634
エコセメント化	2,900	2,717	2,759	2,580	2,540	2,675	2,779	2,704	2,724	2,634
搬入配分容量										
(焼却灰)	2,613	2,797	2,817	2,855	2,742	2,904	2,929	2,919	2,908	2,884
(不燃物)	67	57	63	0	0	0	0	0	0	0



平成10年1月搬入開始時の埋立地



令和5年8月現在の埋立状況



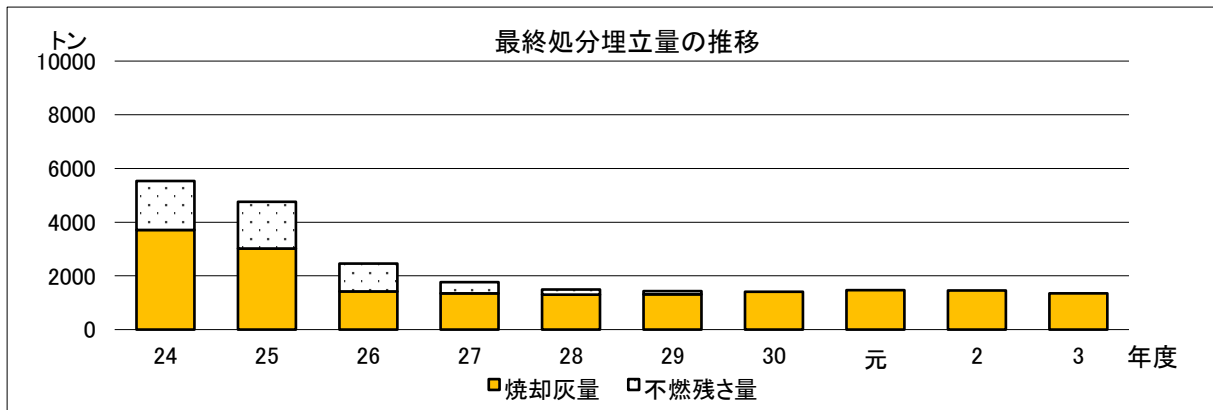
令和4年12月末現在で約44.7%が埋め立てられています。

なお、多摩地域で発生した焼却灰と不燃ごみ残さの量の推移は以下のとおりです。

多摩地域における最終処分量の推移（単位：トン）

年度	平成 24	平成 25	平成 26	平成 27	平成 28	平成 29	平成 30	令和 元	令和 2	令和 3
焼却灰量計 (A+B)	81,818	80,861	80,182	77,141	80,921	81,077	80,982	80,747	80,276	75,623
エコセメント化 量(A)	78,111	77,843	78,757	75,790	79,615	79,761	79,573	79,279	78,818	74,276
焼却灰 埋立量(B)	3,707	3,018	1,425	1,351	1,317	1,316	1,409	1,468	1,377	1,347
不燃残さ 搬入・埋立量(C)	1,821	1,744	1,033	416	184	115	0	0	0	0
埋立量計 (B+C)	5,528	4,762	2,458	1,767	1,501	1,431	1,409	1,468	1,377	1,347

(東京市町村自治調査会編「多摩地域ごみ実態調査」より)



(4) エコセメント利用実績

「東京都土木材料仕様書」には、エコセメントを使用したコンクリート二次製品の原則使用が規定されています。また、組合の構成団体が令和3年度に発注した工事のうち、601件（うち本市は16件）でエコセメントを使用するなど、公共の道路舗装工事を中心に積極的に活用しています。

令和4年度における武蔵野市のエコセメント利用実績は以下のとおりです。

主な工事の種類	主な使用製品の種類	エコセメント 使用量計
市道 道路整備工事	インターロッキングブロック	インターロッキング ブロック 1149㎡
市立公園 新設・改修・整備工事	地先ブロック	
市道 人孔口環改修工事 雨水貯留施設 増設工事	汚水柵、側溝	その他の製品 68.8t

## 8 相互支援

### (1) ふじみ衛生組合との相互搬入

焼却処理施設の整備や検査のために炉の運転を一時的に休止する際及び、緊急時の可燃・不燃ごみ処理を、近隣のふじみ衛生組合と相互に協力して行っています。令和4年度の実績は以下のとおりです。

可燃ごみ

武蔵野市からふじみ衛生組合			ふじみ衛生組合から武蔵野市		
令和4年5月2日(月) ～13日(金)	301.15 t	135 台	令和4年6月6日(月) ～17日(金)	270.90 t	121 台
令和5年2月6日(月) ～17日(金)	298.84 t	138 台	令和4年11月7日(月) ～18日(金)	332.12 t	153 台
合計	599.99 t	273 台	合計	603.02 t	274 台

不燃ごみ

武蔵野市からふじみ衛生組合			ふじみ衛生組合から武蔵野市		
令和4年11月29日(火)	2.98 t	5 台	令和4年12月7日(水)	2.60 t	3 台
合計	2.98 t	5 台	合計	2.60 t	3 台

※ふじみ衛生組合は、三鷹市及び調布市が組織する一部事務組合で、可燃物を含めごみに関する共同処理事務を行っています。

※武蔵野市に搬入されるものは、三鷹市の可燃・不燃ごみです。

### (2) 小金井市との相互搬入

不燃粗大ごみ施設の突発的な休止を伴う故障の際に、処理を近隣の小金井市と相互におこなうよう相互に協定を結んでいます。また、双方の搬出する不燃ごみが互いのごみ処理施設での処理に支障がないこと等を確認するため年1回の試験搬入処理をおこなっています。令和4年度の実績は以下のとおりです。

不燃ごみ

武蔵野市から小金井市			小金井市から武蔵野市		
令和4年10月12日(水)	2.41 t	6 台	令和4年10月7日(金)	2.36 t	3 台
合計	2.41 t	6 台	合計	2.36 t	3 台